

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番			

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	中 村 桂 君	健康福祉課長	中 島 健 司 君
住 民 課 長	片 岡 兼 男 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	橋 本 芳 朗 君	消 防 主 任	小 谷 好 廣 君
教 育 課 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	桐 山 浩 治 君
生涯学習課長	竹 中 敏 明 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	喜 多 村 裕 子		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第1号 専決処分の報告について

日程第3 議 第 16号 平成26年度垂井町一般会計予算

議 第 17号 平成26年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議 第 18号 平成26年度垂井町簡易水道特別会計予算

議 第 19号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

- 議第20号 平成26年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算
- 議第21号 平成26年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
- 議第22号 平成26年度垂井町介護保険特別会計予算
- 議第23号 平成26年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
- 議第24号 平成26年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第25号 平成26年度垂井町水道事業会計予算
- 日程第4 議第1号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例の制定について
- 議第2号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
- 議第3号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議第4号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び垂井町手数料条例の一部改正について
- 議第5号 垂井町企業立地促進条例の一部改正について
- 議第6号 垂井町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議第7号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 議第8号 垂井町防災会議条例の一部改正について
- 議第9号 垂井町消防団員等公務災害補償条例等の一部改正について
- 議第10号 垂井町立幼稚園条例の一部改正について
- 議第11号 垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 議第12号 垂井町青少年問題協議会設置条例の一部改正について
- 議第13号 垂井町文化財の保護に関する条例の全部改正について
- 議第14号 町道路線の認定について
- 議第15号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第5 議第26号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について
- 日程第6 議第27号 平成25年度垂井町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議第28号 平成25年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議第29号 平成25年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第30号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第31号 平成25年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時02分 開会

議長（栗田利朗君） これより平成26年第 1 回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から20日までの17日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

本日の会議録署名議員には、会議規則第106条の規定により、5番 藤墳理君、6番 富田栄次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

議長（栗田利朗君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情 3 件及び検査結果の報告が 2 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第 2 報告第 1 号 専決処分の報告について

議長（栗田利朗君） 日程第 2、報告第 1 号 専決処分の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、報告第 1 号 専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

去る平成26年 2 月10日午後 2 時36分ごろ、岐阜市内国道21号線上において町有自動車が相手方自転車に接触し、負傷及び破損させた事故について、平成26年 2 月25日、地方自治法第180条第 1 項の規定により和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

事故がたびたび続いておりますが、まことに申しわけございません。十分に気をつけてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） ただいま報告がございました報告第1号につきましての補足説明をさせていただきます。

先ほど町長からも事故の概要の説明がございましたが、私のほうから少し詳しく説明をさせていただきます。

事故の発生につきましては、平成26年2月10日午後2時36分ごろでございますが、岐阜市藪田南5丁目15番1号付近、ふれあい会館の北あたりでございますが、この国道21号線上におきまして、国道南側の脇道から国道へ進入する際でございますが、町有自動車が21歳の女性の運転の自転車と接触したわけございまして、相手方の負傷、それから自転車の破損、それから町有自動車を破損したものでございまして、人身事故と物損事故の両方からの対応となったものでございます。

人身事故の扱いの内容でございますが、骨折の疑いのある軽度の打撲というような診断でございまして、軽傷であったわけございまして、非常に不幸中の幸いかなというふうに思っておりますが、現在治療中といったこともございます。

また、物損事故につきましては、先ほども申しましたように、自転車の破損と町有自動車前部のバンパーの破損であったわけでございます。本来、これは人身事故と物損事故、同時に和解等を進めるのが本意でございますが、物損事故につきまして、自動車の使用者と、それから所有者が異なったという点と、それから、この所有者のほうから、さきに何とか物損のほうとというような願いもございまして、さきに所有者、この21歳の女性の母親になるわけでございますが、過失割合と損害賠償額につきまして、それぞれ協議を行わせていただきました結果、9対1の過失割合で合意が得られる方向になったわけでございます。

そうしたことから、対物の損害賠償額、本来自転車は3万円でございます。ところが、1割の相手方の負担がございまして、2万7,000円といたしまして、当該賠償額から相手方責任額8,560円、これは当方のバンパーの修理に伴う1割の負担分でございますが、それらを相殺した額を支払うことにつきまして合意が得られる方向になったわけでございます。

そういったことから、早々示談の手續と保険の申請を進めるために、和解と損害賠償額を定めることにつきまして、平成26年2月25日、専決処分をさせていただきましたので、今回報告させていただくものでございます。

なお、人身事故の扱いにつきましては、今後、けがが完治した段階におきまして、また損害賠償額等につきまして合意が得られるようになった段階におきまして、それぞれ適切に対応させていただきます。また議会にも報告をさせていただくこととしておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

非常に残念な結果になったわけでございますが、今後も交通安全等につきましては十分注意をさせるよう職員を指導してまいりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

以上、私のほうからの補足説明とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 広瀬文典君。

〔10番 広瀬文典君登壇〕

10番（広瀬文典君） おはようございます。

ただいまの件で質疑させていただきます。

定例会ごとに損害賠償の報告があります。大変残念なふうに思っております。今回の損害賠償に関係する事故でございますけれども、相手方に対しましては、先ほど出ました損害賠償の和解が生じたということでございます。

1点目は、いわゆるこちら側ですね。町有車の損害程度はどの程度であったか。また、修理費用等はどのくらいかかったということをまずお尋ねします。

それと、冒頭にも申し上げましたように、定例会ごとにこういった報告が絶えずされておりますけれども、本年度に入って、年度で何回目になるのか。その都度、今後十分注意するという言葉を聞いておるんですけれども、どうもそのあたりが曖昧といえますか、事故がなくなるといのは非常に残念です。その辺につきまして、もう一度車両等の安全管理者のほうからきちっと説明のほうをお願いしたいと思います。以上です。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 広瀬議員の町有自動車の損害についてでございますが、前部バンパーの損傷ございまして、バンパーの取りかえ、それから塗装等ございまして、費用が8万5,600円でございます。先ほど申しましたように、この8万5,600円のうち、10分の1に相当します8,560円につきましては、相手方の過失割合1割ということで、そちらのほうを負担していただくことで、相殺してお支払うということで説明させていただいたとおりでございます。

なお、今回の事故で今年度につきましては3件ほどでございますが、やはり確かに職員、私も自動車運転管理責任者を仰せつかっておるわけでございますが、どの職員も事故を想定して業務に取り組んでいるわけではございません。しかしながら、こういった想定のできない事故が発生することにつきましては、本当に残念な結果でございますが、今後もやはり私のほう、できることならば事故がないように、再度また職員に指導を徹底してまいる予定にしておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

- 日程第3 議第16号 平成26年度垂井町一般会計予算
議第17号 平成26年度垂井町国民健康保険特別会計予算
議第18号 平成26年度垂井町簡易水道特別会計予算
議第19号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計予算
議第20号 平成26年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算
議第21号 平成26年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
議第22号 平成26年度垂井町介護保険特別会計予算
議第23号 平成26年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
議第24号 平成26年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
議第25号 平成26年度垂井町水道事業会計予算

議長（栗田利朗君） 日程第3、議第16号 平成26年度垂井町一般会計予算から議第25号 平成26年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、平成26年第1回垂井町議会定例会が開会し、新年度の当初予算を初めとする関連諸議案を御審議いただくに当たり、施政に対する私の所信の一端を申し述べるとともに、平成26年度予算の概要について御説明を申し上げます。

本年、垂井町は昭和29年の合併から60周年を迎えます。垂井町にとって大きな節目となる平成26年度は、私の3期目の仕上げの年でもあります。60周年を町民の皆様と祝うとともに、これまで「協働のまちづくり」を基本理念に、町民の皆様と積み重ねてまいりました努力を大きな成果として実感できる年としていく所存でございます。

さて、世界経済をパニックに陥れたリーマンショックからはや5年が過ぎ、我が国経済は、安倍総理のもとで行われている経済政策、いわゆるアベノミクス効果により円高・デフレからの脱却が図られつつあり、緩やかではありますが景気回復の兆しが見え始めております。

また、昨年は、富士山が世界文化遺産に登録されたことに続き、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定に日本中が沸き返るなど、今後の日本経済に明るい話題が続き、さらなる景気回復の期待が高まりました。

しかし一方で、本年4月と、その1年半後に予定されている消費税の引き上げによる景気の下振れが懸念されるほか、TPP交渉に伴う農政改革、安全保障や近隣諸国との外交問題など、国内外に多くの課題を抱えたままであります。

また、東日本大震災の被災地の復興は、少しずつ進んではいるものの、いまだ道半ばであり、原子力発電所事故に端を発したエネルギー対策も今後の道筋を国全体で共有しているとは言え

ず、経済の先行きに不透明感を残しております。

さらに、未曾有の少子・高齢化が進展している我が国においては、今後の社会保障制度のあり方が国民の大きな関心を集めることとなっております。経済的發展を目指す一方で、誰もが安心して年を重ね、長寿を心から喜び合える社会をつくっていかねば、本当の意味での日本の再生を果たすことはできません。

消費税率の引き上げによる増収を財源として、具体的に改革が進められる年金、医療、介護、子ども・子育て支援に関する諸制度が持続可能なものとなり、国民の将来に対する安心をもたらすことができるかどうか、我が国が正しい再生への道に向かっていくための重要な鍵を握っていると言えます。

そして、少子化による人口減少と高齢化という社会構造は、これからの未来を描くとき、直視しなければならない現実です。

垂井町におきましても高齢化率が25%を超え、町民の4人に1人が65歳以上という本格的な超高齢社会を迎えております。待たなしで高齢化が進んでいく今後の地域社会においては、暮らしに身近な場所で、人と人が支え合うことのできる地域コミュニティをつくっていくことが最も重要な課題であります。

地域のさまざまな活動において、既に多くの高齢者の方々に重要な役割を担っていただいております。また、昨年、各地区まちづくり協議会が立ち上げられ、地域の方々の手によって運営されております。今後も高齢化が進んでいく中、元気で豊富な社会経験や知識を備えた方々が、生きがいを感じながら、持てる力を存分に発揮していただける地域づくりに取り組んでまいります。

地方分権が進められ、道州制の導入も検討されている今日、先行き不透明であればこそ、私たちは地域での暮らしを堅実なものとして維持していかねばなりません。地域を構成する人は、誰であれ、その地域社会と接点を持つことが重要となり、「居場所」と「出番」をつくっていくということが大切であります。地域における社会的包括のネットワークを構築することこそ私の責務であり、町民の皆様とともに進めている協働のまちづくりを、質・量ともにより充実した協働の実践へとつなげていかねばなりません。

さらに、東日本大震災や頻発している自然災害を契機として強化してまいりました災害対策のほか、全国的にも社会問題となっております公共施設の老朽化への対策も着実に講じていかねばなりません。厳しい財政状況のもと、財源の確保に努めながら、計画的に公共施設の維持保全や長寿命化に取り組み、地域コミュニティの強化とあわせ、ソフトとハードの両面から町民の皆様を守り、安心して暮らすことのできる地域基盤をつくってまいります。

平成29年度を目標と定めた第5次総合計画も、既に後期計画に入っております。私は、垂井町のまちづくりの指針であるこの計画に掲げた重点プロジェクト「やさしさあふれるまち」「活気あふれるまち」「快適なまち」を常に念頭に置きながら、これまでの取り組みを定着させ、あるいは進化させ、垂井町の将来像、「やさしさと活気あふれる快適環境都市」の実現に

向かって、町政運営に当たってまいります。

それでは、平成26年度予算につきまして御説明を申し上げます。

一般会計82億7,000万円、国民健康保険特別会計31億7,000万円、簡易水道特別会計4,560万円、公共下水道事業特別会計11億7,200万円、農業集落排水事業特別会計3,100万円、不破郡介護認定審査会特別会計1,050万円、介護保険特別会計19億8,400万円、不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計107万円、後期高齢者医療特別会計2億9,600万円、水道事業会計10億4,190万円、合計160億2,207万円とするものであります。

歳入予算につきましては、緩やかな景気回復傾向の中、町税収入を前年度当初比2.6%増の37億5,064万円と見込み、うち町民税は7.4%増の16億6,502万円を見込みました。一般会計規模は、前年度当初と比較し2億9,000万円の増額となります。国・県支出金、財政調整基金など基金の取り崩し、町債の発行により収支の均衡を図ったところでございます。

予算編成に当たりましては、第5次総合計画の遂行に向けて、今、必要なサービスの提供と、将来の町の発展を見据え、協働のまちづくりの推進を意識し、各種事務事業の予算を編成いたしました。

それでは、予算の概要につきまして、第5次総合計画の体系に沿って重要施策を御説明申し上げます。

重要施策の第1は、「安全・安心のまちづくり」であります。

交通安全につきましては、さまざまな交通安全啓発活動を実施しておりますが、今後も交通弱者と言われる子供やお年寄りの交通安全意識の向上を図ってまいります。同時に、交通安全団体等との連携強化、さらに交通安全施設整備といった安全な交通環境づくりに努めてまいります。

次に、防犯につきましては、全国的に子供やお年寄りを対象とした犯罪が増加する傾向にあるため、警察、行政、学校及び各見守り隊が相互連携を密にし、情報共有を図りながら取り組んでまいります。また、防犯灯、防犯カメラの設置や管理など防犯設備の整備に努めてまいります。

消防・防災につきましては、地震、集中豪雨、台風など、さまざまな災害の発生により安全・安心に対する関心は高まってきております。国・県においては防災計画の見直しが行われており、このことを踏まえ、原子力災害対応も含めた町の地域防災計画改定をいたします。さらに、職員に対し防災意識の啓発、訓練を行うとともに、各自主防災組織の防災資機材の購入の補助を引き続き実施してまいります。

また、災害情報の伝達につきましては、緊急エリアメール、防災行政無線のメール配信及びテレホンサービスの充実を引き続き図ってまいります。

防災体制の根幹をなす消防力の強化につきましては、防火水槽新設、消火栓の改良を進めるほか、現状の防災行政無線の保守整備を行うことを含め、消防力の充実に努めてまいります。

重要施策の第2は、「教育・生涯学習・文化のまちづくり」であります。

学校教育につきましては、人命・人権の尊重を基盤とした知・徳・体の調和を大切にした学校づくりから、確かな学力の向上と豊かな心、健やかな体の育成に取り組んでまいります。

幼稚園・小学校・中学校の連携を強化し、教育環境の整備に努めます。具体的には、各小・中学校屋内運動場非構造部材耐震調査及び実施設計業務、不破中学校のクラブハウス改修、幼稚園保育室空調設備機器設置を行います。

さらに地域の特性、地域とのかかわりの大切さを身につけ、ふるさとに愛着を持つことができるよう取り組んでまいります。

国際化社会に対応できる人材の育成のため、まず英語教育の推進に努めてまいります。小学校に英語講師を、中学校には英語指導助手を置くことにより、英語教育環境の整備を引き続き進めてまいります。

また、外国人の児童・生徒に日本語の理解を深めてもらい、充実した日常生活が送れるよう日本語適応講師の設置を継続いたします。

さらに、個々のニーズに応じた個別支援の重要性から、専門的知識を持った個別支援講師を引き続き配置いたします。

子供や保護者に対するカウンセリング体制の充実、教職員の教育相談力を高めていけるよう、スクールアドバイザー、特別支援教育指導員、幼児教育指導員を引き続き配置し、新たに垂井町いじめ等対応支援チームを設置し、相談・支援体制の充実を図ってまいります。

学校給食センターの施設、設備の改修事業につきましては、継続して取り組んでまいります。

青少年育成につきましては、健全な環境の中で青少年が積極的に活動に参加できる環境整備に取り組んでまいります。

生涯学習におきましては、学ぶ機会を得て、生きがいを見つけて楽しく暮らしていけるよう、社会教育事業、芸術文化活動事業の充実を図り、利用しやすい生涯学習環境の整備に努めてまいります。

また、偏見や差別のない社会を目指し、男女共同参画社会の推進、人権意識の高揚、多文化共生社会の推進に努めてまいります。

今月12日から、24回目となるカナダ・カルガリー市への中学生の派遣事業を実施いたしますが、中学生が異文化への理解や国際感覚を養うことを目的に、新年度においても引き続き実施したいと思います。

生涯スポーツにつきましては、スポーツに親しみ、みずから進んで心身の健康づくりができるよう環境づくりに努めてまいります。スポーツ施設の整備はもとより、関係団体等と連携を図りながら、スポーツ活動の推進に取り組んでまいります。

文化の振興につきましては、地域に愛着と誇りを持てる伝統文化が継承されるよう、文化財の整備と継承活動の支援を図ってまいります。

史跡美濃国府跡整備計画策定業務や文化財建造物調査を実施し、町内の貴重な資源・資産を後世に残す一助としたいと考えております。本年度、垂井地区の小林家住宅を国の登録有形文

化財に認定いただきましたが、これからも地域の文化財の顕彰に努めてまいりたいと思っております。

重要施策の第3は、「子育て・健康・福祉のまちづくり」であります。

垂井東こども園の開園から1年、本町は幼保一元化の体制による運営形態となりました。この運営方法の検証、充実を図りながら、さらなるこども園の開設に向け取り組んでまいりますとともに、子ども・子育て支援新制度に基づき、新たな支援制度の構築に取り組んでまいりたいと思っております。

また、親が安心して子供を生み育てることができる環境づくりのため、子育て支援センター事業、一時保育事業、児童発達支援事業など、継続した子育て支援事業に取り組んでまいりたいと思っております。

留守家庭児童教室事業につきましては、引き続き利用者の利便性、環境の整備を図ってまいります。さらに、児童手当の支給、マタニティマークの普及・啓発、虐待防止体制の整備の強化に取り組み、健全な子育て環境の整備づくりに努めてまいります。

次に、健康・医療の推進につきましては、全町民が健康に暮らし、適切な医療を受けることができるよう、健康づくり事業、疾病予防対策事業を推進し、健康増進を図るとともに、医療機関と連携し、地域医療体制の充実に努めていきたいと思っております。

疾病予防対策の推進としまして、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦健診、妊婦歯科健診、不妊治療の助成を行う母子衛生事業、各種ワクチン接種の助成措置を含めた各種予防対策事業、さらに乳幼児健康診査、特定健康診査、ぎふ・すこやか健康診査等の推進に努めてまいります。

土曜日がん検診を継続して行い、新たに風疹抗体検査費用の助成を実施してまいります。

また、福祉医療の助成も引き続き行い、国民健康保険につきましては健全財政を堅持して、医療費削減に効果的な保健事業に尽力し、制度の安定に向け努めてまいります。

高齢福祉につきましては、高齢者が生きがいを持ち、安心して生活することができる環境の整備に努めてまいります。高齢化が進む中、介護や支援を必要とする人は増加しています。必要な人に必要な支援が届くよう計画的に取り組んでまいりたいと思っております。

さらに、生きがい対策の推進、住みなれた地域で生活できるよう、在宅支援の充実にも努めてまいります。

介護保険につきましても、今後も保険給付費の増加が見込まれるところでありますが、第6期介護保険事業計画等を策定することにより健全運営の推進に努めてまいります。

障がい福祉につきましては、障がい者が自立し、地域住民とともに社会の一員として地域で生活できる環境の整備に努めてまいります。そのため、活動の場、交流の場、就労の場の確保を図ってまいります。また、障害者自立支援介護給付サービス等により、在宅支援、介護者の支援の充実を図ってまいります。

地域福祉につきましては、地域で支え合い、誰もが安心して生活できるよう、福祉意識の高

揚に努め、支え合いの環境づくりを進めてまいります。

自立した協働の町の実現に向けて、社会福祉協議会、ボランティア団体、民生委員など関係団体との連携強化を図り、必要な情報と的確なサービスが提供できるよう福祉ネットワークづくりに努めてまいりたいと思います。また、道路、公共施設などにおけるバリアフリー化を推進してまいります。

重要施策の第4は、「地域環境のまちづくり」であります。

自然環境につきましては、垂井町の豊かな自然の継承が求められます。環境に対する問題意識を高め、環境教育を推進し、意識の高揚を図り、地域ぐるみによる環境保全の体制づくりを推進して、地域環境の負荷が少なくなる取り組みを行ってまいります。

環境と共生する循環型社会の形成を目指して、住宅用太陽光発電システムの設置助成を引き続き行います。また、地域ぐるみの環境美化デーの取り組みも継続いたします。

環境衛生につきましては、環境に配慮した意識の定着と循環型社会の形成を目指し、リデュース・リユース・リサイクルの取り組みを推進してまいります。

エコドームの利用拡大を図り、ごみの減量化、環境保全運動の推進を図ります。また、クリーンセンターの施設の延命化も図ってまいりたいと思います。

下水道整備未認可区域での合併処理浄化槽設置に対する助成につきましても、引き続き予算措置を講じたところであります。

重要施策の第5は、「産業・交流」であります。

住民や関係機関と連携を図りながら、恵まれた自然環境や歴史資源を有効に活用し、魅力ある産業の振興を推進してまいります。

また、地の利を生かして、魅力ある環境のもと企業誘致を行い、誰もが安心して働くことができる町をつくってまいります。

まず、農林業につきましては、集落営農の確立により、地域ぐるみで農業が守られ、良質な農林畜産物を供給し、町内で消費されていく環境の整備に引き続き努めてまいります。

農業者の高齢化による担い手の育成・確保がまず大切であり、さらに安定した農業経営のため収益性の高い農業推進が求められております。そのため、従来からの機械化営農組合の法人化を進めるなど環境整備に努め、各種の支援事業・交付金事業を継続してまいります。

長年の懸案でありました栗原地区の県営土地改良事業につきましては、地区面積105.6ヘクタール、施工期間8年、総工費15億円の計画規模により、県に施行申請し、認可の後、着工を予定しております。

また、有害鳥獣対策、ため池整備によります防災対策も実施してまいります。

適正な森林整備につきましては、造林事業、団地間伐事業の促進により、山林の持つ多面的機能の復元に取り組んでまいります。

観光の推進につきましては、住民と行政が一体となり観光の振興に取り組むことを念頭に、関係機関との連携強化を図ってまいります。

NHK大河ドラマ「軍師官兵衛」の放映に合わせ、竹中半兵衛公を全国発信すべく、仮称大河ドラマサミットを開催するほか、垂井町のPR活動を行うと同時に、半兵衛公の銅像建立事業の補助等、観光資源の整備に努めてまいります。

また、交流事業の促進とイベントによる活性化を図る目的で、ふれあい垂井ピア2014を開催してまいります。

工業につきましては、企業が進出しやすい基盤整備のため、離山周辺開発事業に積極的に取り組んでまいりたいと思います。あわせて既存企業の育成や規模拡大の援助に努め、工場等設置奨励金等の予算措置をいたしました。

商業につきましては、活性化して、にぎわいのある商業展開が形成されるよう、商工会と連携し、魅力と活力のある店舗づくり対策に努めてまいります。このため、今年度においてもプレミアム商品券の発行補助事業を継続し、住宅リフォーム促進事業の支援を行ってまいります。

勤労者につきましては、安心して働ける環境の整備が求められており、離職された勤労者への支援、雇用の安定、再雇用の促進を図る事業に取り組んでまいります。

重要施策の第6は、「都市基盤」であります。

道路網の整備につきましては、住民と行政が連携して安全な道路が確保されることを目指し、土地利用の方針に基づき整備し、便利さとゆとりのある道路環境に努めてまいります。

本年は、道路交通網の整備として、新設改良15事業、路側改良5事業、舗装改良5事業を実施してまいります。

また、当町の発展に大きく寄与すると考えられる養老サービスエリアスマートインターチェンジの開設につきましては、地区協議会を通じて積極的にかかわってまいりたいと思っております。

河川・治水につきましては、総合的な治水対策により災害に強い町をつくることを目指し、関係機関に働きかけ、危険箇所を整備して、地域の特性を生かした自然に優しい河川の整備に努めてまいります。

公園につきましては、誰もが楽しみながら健康増進を図ることができるスペースとして利用しやすい整備に努めてまいります。相川児童公園におきましては、ワークショップによりいただいた意見を取り入れ、利用者の声を生かした公園づくりとして改修工事に取り組んでまいります。

市街地形成につきましては、誰もが住みたくなる住環境を目指し、安心して住むことのできる環境を整備してまいります。また、計画的な土地利用を推進し、安全で快適な市街地整備を行ってまいります。

上下水道の整備につきましては、上水道等により安全で安定した水を供給し、下水道により快適な生活環境を整備することに努めてまいります。上水道では、相川左岸系の整備事業を引き続き推進してまいります。また、下水道事業においては、平成22年に拡大決定された認可区域の早期整備に向けて、管網整備のほか、浄化センター、農業集落排水処理施設の適正な維持

管理に努めてまいります。

公共交通につきましては、利用しやすい公共交通機関の確保に向け、JR東海を初め、関係機関に利用者の利便性向上を働きかけてまいります。

また、新たに巡回バスの運行経路やワンコイン化に向けた方向性を検討していくため、公共交通計画策定業務に取り組みます。

重要施策の第7は、「協働」であります。

自主自立した協働のまちづくりの実現に向け、地区まちづくり協議会が設立され1年が経過しました。各協議会の創意工夫された活動の展開がまちづくりの推進につながっていくことを実感しております。

さらに、垂井、府中地区においては、地区の要望により地区公民館を地区センターに転換していきます。これらの住民自治的な取り組みと連携により、地方自治の本旨とまちづくり基本条例の基本理念の実現に向け取り組んでまいりたいと思います。

地域活動につきましては、地域が活発なコミュニティ活動を展開するよう、活動の支援や環境の整備に努めてまいります。

地域活動の支援では、自治会の加入の推進と自治会活動に対する助成を行い、集会所改修等への助成も行ってまいります。

広報、情報公開、広聴につきましては、住民と行政が情報を共有することが必要であり、その仕組みづくりの整備に努めてまいります。親しまれる広報紙の発行とホームページの充実を図ってまいりたいと思います。また、広聴機能の充実に向け、パブリック・コメント、ワークショップ手法などを積極的に活用してまいりたいと思います。

最後に、行政施策の第8は、「行財政運営」であります。

冒頭に申しましたとおり、本年は、垂井町が合併し60周年の節目を迎える年であります。町におきましては合併60周年記念式典を挙げるほか、町勢要覧の記念号発行など、諸事業において合併60周年を意識して取り組んでまいります。

行政運営におきましては、住民の視点に立った成果重視の行政運営を目指すため、PDCAサイクル、評価システムの運用に努め、行財政改革、職員の育成やさらなる情報化の推進に取り組んでまいります。

公共施設の老朽化につきましては、財政運営に大きな影響を与えるものと考えております。

本年度取り組みました施設改修等に要する概算費用調査業務により、庁舎の改築問題を初めとする公共施設の維持管理、改修についても検討してまいります。

景気の回復傾向が見られる中でも、その影響は一部の大企業、大都市にとどまっていることが伺え、全国津々浦々まで地域経済が活力を取り戻すには至っておりません。

当町におきましても、依然として厳しい財政運営の状況が続いております。税の収納率の向上、受益者負担の見直し、町有財産の整理など、自主財源の確保に積極的に取り組み、将来に向けても健全な財政運営が維持できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上が、平成26年度の予算概要及び重点的に取り組む施策でございます。

大河ドラマ「軍師官兵衛」の放送が既に開始されております。ドラマには、黒田官兵衛公と双璧をなす秀吉の参謀であり、後世、両兵衛、二兵衛と並び称された竹中半兵衛公が登場しております。町といたしましても、この機会を捉え、半兵衛公ゆかりの地として、観光資源の整備、情報発信に注力しているところであります。

一方、ドラマのワンシーンに、官兵衛公が長浜城下を散策する中で、「まちづくりは人づくり」とのせりふがありました。過去からのまちづくりのあり方に思いをいたすとき、これから50年、100年、さらにその先へと続いていく我がふるさとのために、今を生きる私たちが何を守り、何をつくり、引き継いでいくべきなのかということを改めて考えさせられる場面でありました。

合併60年という節目の年を迎え、本町の歴史を振り返るとき、今日の垂井町があるのは、さまざまな課題に直面しつつもその課題を乗り越え、発展をなし遂げてきた先人たちの取り組みのたまものであるということを実感いたします。

私は、本町が持つ多くのポテンシャルをさらに引き出しつつ、町民の皆様がさらに愛着を持てるまちづくりに向けて、町政運営のかじ取り役として目の前にある懸案の解決に努めていく所存であります。そして、その先につくり出していくべき町の未来を明確に見定め、これまで進めてきた取り組みをさらに一層進化させていかなければならないとの思いを新たにしているところでございます。

議員各位を初め、町民の皆様には、より一層の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。平成26年度の施政方針とさせていただきます。

なお、議第16号から議第25号までの平成26年度予算の細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分なる御審議の上、御賛同を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは、ただいま上程されました新年度予算につきまして、私のほうからは、議第16号 平成26年度垂井町一般会計予算の補足説明をさせていただきます。

お手元にお配りしてございます議案でございますが、第1条でございます。平成26年度の歳入歳出予算でございますが、総額をそれぞれ82億7,000万円といたすものでございまして、前年対比2億9,000万円、3.6%の増とするものでございます。

次に、第2項でございますが、款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表の歳入歳出予算によるものでございます。

予算の概要につきまして、そちらのほうの資料から説明をさせていただきます。

歳出の5ページをごらんいただきたいと思います。

款 1 議会費、項 1 議会費9,784万1,000円の予算といたすものでございまして、対前年比334万3,000円の減でございます。こちら、主に議会の運営経費でございますが、昨年、衣斐議員がお亡くなりになられたことによりまして、現在、議員が1名欠員となっております、そちらのほうの議員の報酬等の減によるものでございます。

次に、款 2 総務費、項 1 総務管理費でございます。金額といたしまして7億6,900万7,000円、1億6,068万円の増でございます。こちらの科目から支出されますものにつきましては、特別職、それから総務課、企画調整課、会計等の職員の人件費、それから一般事務職員の臨時職員の賃金、庁舎及び普通財産の維持管理に要する経費、それから電算管理費、まちづくり、防災、交通安全等、多岐にわたっておりましてございます。増額となりました主な理由でございますが、電算管理費におきましては、社会保障・税番号制度の対応システム改修業務につきまして新たに3,564万円、また企画費におきましては、合併60周年記念誌の作成委託料に370万円、都市計画基本図の修正業務に1,500万円の新たな予算と、それから庁舎建設基金におきましては、利子を別にいたしまして、1億円の積み立て額を盛り込んだわけでございます。

次に、項 2 の徴税费でございますが、1億2,998万1,000円、前年対比775万3,000円の増額でございます。こちらは、主に町税の税収等に係る経費でございますが、特に平成26年度におきましては、固定資産の評価がえに伴います航空写真の撮影のデジタルオルソ作成業務の委託料に653万4,000円を新たに計上するものでございます。

次に、項 3 の戸籍住民基本台帳費につきましては、住民基本台帳、戸籍等の管理及び諸証明発行に要する経費でございますが、金額につきまして3,346万5,000円を計上したところでございます。

次に、項 4 の選挙費でございますが、金額にいたしまして810万9,000円、前年対比で259万2,000円の減額になっておるところでございます。こちらにつきましては、来年度、国政の選挙は予定されておりませんが、平成27年度の4月に県議会議員の選挙が予定されておりまして、そちらの準備が平成26年度の3月ごろから始まってまいります。そちらの経費に222万3,000円。それから、農業委員選挙が平成26年度に予定されております。こちらにつきましても402万7,000円。それから、土地改良区の総代選挙も予定されておりまして、こちらの経費につきましては159万2,000円の選挙経費を新たに盛り込んだものでございます。

次に、項 5 の統計調査費でございますが、金額にいたしまして346万2,000円、前年対比188万9,000円の増額でございます。特に商業統計調査、工業統計調査につきましては毎年行われておるところでございますが、平成27年の2月には世界農林業センサスの調査が予定されております。そちらの経費が増額の主な要因でございます。

次に、項 6 の監査委員費につきましては、前年同額の71万5,000円を見込んだものでございます。

次に、款 3 の民生費、項 1 の社会福祉費でございますが、金額にいたしまして16億8,516万円、前年対比で1億3,281万3,000円の予算増となったわけでございます。こちらの主な支出の

内容につきましては、福祉医療、高齢者福祉対策、それから障がい者福祉に係る経費でございます。特に障がい者の福祉費に係ります扶助費でございますが、来年度は3,750万1,000円増の3億2,408万8,000円とさせていただいたものでございます。それと、新たに来年度取り組むべき事業といたしまして、これは全国全ての市町村で取り組むわけでございますが、臨時社会給付金の給付事業費でございます。こちらに6,471万9,000円の計上をいたしたところでございます。それと、社会福祉総務費におきまして、繰出金でございますが、やはり医療費の伸びによりまして、国民健康保険特別会計繰出金につきましては2,423万9,000円増の1億5,672万6,000円の増額の補正をいたしたものでございます。

次に、項2 児童福祉費でございます。こちらにつきましては、保育園、こども園の管理、児童手当、留守家庭児童教室に要する経費でございます。平成26年度の予算といたしまして13億7,295万3,000円の予算を盛り込んだものでございまして、対前年比6,041万8,000円の増額となったわけでございます。主な増額の理由でございますが、新たな子育て世帯臨時特例給付金給付事業に5,562万7,000円の予算を平成26年度に関しまして盛り込んだものでございます。

次に、款4 衛生費、項1 の保健衛生費でございます。こちらの支出科目につきましては、公害対策、それから斎場の管理、保健センターの事業に要する経費でございますが、平成26年度におきましては3億9,629万3,000円の予算といたしたわけでございますが、前年対比いたしますと1,277万6,000円の減でございます。主な要因といたしましては、斎場及び保健センターに係りました工事請負費の減によるもの、それともう1点につきましては、大垣衛生施設組合、し尿の処理をしている組合でございますが、そちらへの負担金の減が主な要因でございます。

次に、項2 の清掃費でございます。主に廃棄物の減量、ごみ収集、クリーンセンターの維持管理に要する経費をこちらの科目から執行いたしておるところでございますが、予算額といたしましては4億1,501万6,000円といたしたものでございまして、対前年比で2,482万9,000円の減でございます。こちらにつきましても、じんかい処理におきます経費、これは今年度、エコパークの整備事業があった関係もございます。そういった工事費の減。あるいは西南濃粗大廃棄物処理組合への負担金の減、603万8,000円ほどの減でございますが、6,339万6,000円の予算を盛り込んだわけでございますが、しかしながら、クリーンセンターの延命化のための工事請負費につきましては1,400万円増の1億2,000万円の計上をさせていただいたところでございます。

次に、款5 労働費、項1 の労働諸費でございます。金額にいたしまして2,184万2,000円の予算で、対前年比338万3,000円の増額でございますが、こちらもやはり勤労青少年ホームの施設の老朽化に伴います修繕料等の増でございますが、修繕料だけで510万円の予算の計上となったものでございます。

続きまして、款6 農林水産業費、項1 の農業費でございます。農業振興に要する経費でございますが、予算額につきましては2億6,786万1,000円、前年対比2,749万2,000円の増額となったものでございます。こちらにつきましては、従来からの中山間地域等の直接支払い事業交付

金に3,786万円。また、制度が変わります新たな取り組みといたしまして、日本型直接支払い制度交付金に1,887万4,000円。それから、平成26年度に予定されておりますJA西美濃の事業でございますが、北部ライスセンターの改修事業に係ります補助金でございます。これは、国の補助金を受けて行うものでございますが、6,840万円を新たに追加するものでございますし、それと、先ほど町長からの施政方針にもございました栗原地区の圃場整備をさらに推進させるため、土地改良区の設定のための事務所等の設置等に係ります経費を計上させていただいたところでございます。

次に、項2の林業費でございます。林業の振興に要する経費でございますが、予算額といたしましては6,465万7,000円、対前年比4,985万7,000円の増額となったわけでございます。増額となりました理由につきましては、主に林道明神線の開設工事でございます。平成25年度の予算につきましては、国の財政事情によりまして、平成24年度の3月に補正をさせていただきまして、繰越明許費という形で、今年度林道明神線を整備させていただいたために、平成25年度、新年度当初予算には入っていなかったということで増額になったわけでございます。こちらにつきましても、林道明神線の開設工事ほか、林道の工事請負費、林道整備につきましても5,350万円を計上したことによる増額でございます。

次に、款7の商工費、項1の商工費でございます。商業、工業、観光等に要する経費でございます。予算額といたしましては1億357万6,000円の予算計上でございます。対前年比1,296万2,000円の増額となったものでございます。特に観光費におきまして、朝倉温泉の修繕ほか工事に1,094万円を、また新たに竹中半兵衛公の銅像建立事業補助金といたしまして500万円を計上したことによるものでございます。

続きまして、款8土木費、項1の土木管理費でございます。金額といたしまして5,914万8,000円でございます。こちらは主に建設課の管理係、工務係の職員の人件費、それから土木設計積算システムの維持管理費に要する経費でございます。

次に、項2の道路橋りょう費でございますが、こちらにつきましても、道路、橋梁の維持改良に要する経費でございます。予算額といたしまして2億6,995万6,000円、前年対比593万5,000円の増額となったものでございます。こちらにつきましても、道路維持費の工事請負費では、前年対比200万円増の2,200万円、道路新設改良費につきましても、工事請負費で前年対比3,520万円増の1億5,750万円の予算を計上したところでございます。

次に、項3の河川費でございます。河川の維持管理に要する経費でございますが、予算額といたしまして5,014万1,000円としたところでございます。こちらにつきましても、工事請負費におきまして、引き続き行ってまいります相川河川空間の整備事業を初め、河川整備の改修事業に4,400万円の予算を計上いたしましたところでございます。

次に、項4の都市計画費でございます。こちらにつきましても、朝倉運動公園、並びに児童公園、駅周辺施設の管理に要する経費でございます。6億342万2,000円、前年対比9,656万4,000円の増額の予算とさせていただいたものでございます。児童公園の管理費におきまして、

工事請負費に3,400万円増の5,000万円を計上させていただいたものでございますが、こちらにつきましても、相川児童公園の改修事業に5,000万円を充てるものでございます。また、都市計画費におきましても、公共下水道費の繰出金におきまして8,661万6,000円増の4億5,879万3,000円の繰出金の予算といたしたものでございます。

次に、項5の住宅費でございます。町営住宅の維持管理に要する経費でございますが、予算額といたしまして3,552万1,000円、550万7,000円の増額となったわけでございます。こちらにつきましても、町営住宅の施設及び設備の老朽化に対応するための増額の予算とさせていただいたものでございますが、工事請負費におきまして560万円増の1,340万円の計上をさせていただいたところでございます。主に葉生町営住宅屋上の防水工事、野庵町営住宅の電気温水器取りかえ工事等、工事を予定いたしておるところでございます。

続きまして、款9の消防費でございます。項1消防費、予算額といたしまして3億9,770万3,000円、前年対比といたしまして111万4,000円の減額となったわけでございます。特に全体として減額となった主な理由といたしましては、平成25年度におきましては、消防車両の買いかえの購入があったわけございまして、そちらの減が主なものでございますが、しかしながら、防災に関する安心・安全を推進するために、消防施設におきまして、工事費で平尾地内に防火水槽1基を新設させていただきます予算に480万円、それから災害対策費の委託料につきまして、地域防災計画の見直しに係ります経費でございますが、新たに600万円を計上させていただくものでございます。

続きまして、款10の教育費、項1の教育総務費でございますが、予算額8,645万円でございます。対前年比125万5,000円の減額となったものでございます。こちらにつきましても、教育委員会委員の報酬、教育委員会、主に学校教育課職員、教育長の人件費等の経費でございますし、またこの中にはカルガリー市の派遣補助金につきまして、平成25年度と同額440万円の予算を計上したものでございます。

続きまして、項2の小学校費でございます。1億7,812万1,000円の予算でございますが、対前年比につきましても2,085万9,000円の減額となったものでございます。こちらにつきましても、工事請負費の減額が主な理由でございますが、しかしながら、各小学校の老朽化のために、工事請負費につきましても1,488万円の予算を盛り込んだものでございますし、それから、学校建設費におきましては、体育館非構造部材の耐震調査実施設計委託料につきまして500万円を計上したところでございます。

次に、項3の中学校費でございます。予算額9,448万8,000円とさせていただいたものでございますが、前年と比較といたしまして1,640万円の減になったものでございます。こちらも減の主な理由といたしましては工事請負費の減額であるわけでございますが、しかしながら、やはり施設の老朽化等によりまして、不破中学校のクラブハウス等の老朽化対策のため、工事請負費につきましても1,563万6,000円の予算を計上させていただいたと同時に、中学校費におきましても、やはり体育館の非構造部材の耐震調査実施設計委託料といたしまして、学校建設費

に140万円を新たに計上したところでございます。

続きまして、項4の幼稚園費でございますが、8,429万8,000円の予算とさせていただきます、対前年比2,723万8,000円の減額となったものでございます。こちらは、主な減額の理由といたしましては、宮代幼稚園、それから岩手幼稚園によります保育園における合同保育等々によりまして職員の異動が発生するわけでございますが、そちらの人件費の減によるものでございますし、それからまた工事請負費におきましては、各幼稚園の保育室の空調環境を整備するために保育室にエアコンを設置してまいります。そちらの予算として1,600万円を新たに計上したものでございます。

次に、項5の社会教育費でございますが、金額にいたしまして2億2,540万4,000円でございます。対前年比2,267万6,000円の減となったものでございますが、こちらにつきましても、公民館におきます老朽化のために、工事請負費につきまして550万円を計上させていただいたわけでございますが、宮代公民館の屋上の防水、あるいは合原公民館のトイレの改修を行っていききたいというものでございます。また、文化財保護費委託料におきましては、美濃国府跡の整備計画策定業務委託料に230万円を計上させていただいたところでございます。

次に、項6の保健体育費でございますが、予算額といたしまして1億6,171万7,000円、対前年比3,297万2,000円の減額となったわけでございます。主な減額につきましては、平成26年度にも給食センターの設備改修計画を進めるために、工事請負費で食缶洗浄器の取りかえ工事ほか3,800万円を計上させていただきましたが、今年度の工事請負費と比較しまして、金額的に下がったために減額となったものでございます。

続きまして、7ページでございますが、款11の災害復旧費につきましては、項1農林水産施設災害復旧費、項2の公共土木施設災害復旧費、項3の文教施設災害復旧費、項4のその他公共施設災害復旧費につきましては、それぞれ前年同額の予算とさせていただいたものでございます。

それから、款12の公債費、項1の公債費でございますが、6億2,363万6,000円とさせていただきます、対前年比1億885万2,000円の減額となったものでございます。こちらにつきましては、償還元金及び利子の減というものでございまして、臨時財政対策債、それから岩手小学校の大規模改修に要しました借り入れの償還の完了によるものでございます。

次に、款13の諸支出金、項1の普通財産取得費でございますが、こちらも前年同額の4,000円。

それから、款14予備費、項1の予備費、こちらも3,000万円の前年同額といたしたものでございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

2ページのほうへお戻りいただきたいと存じます。

款1町税でございます。項1の町民税でございますが、予算額16億6,502万5,000円でございます。対前年比1億1,455万2,000円の増額、7.4%の増額になったわけでございますが、個人

につきましては、前年対比1,005万4,000円の増額でございますが、12億6,641万1,000円とさせていただきます。特に法人税につきましては、前年対比1億449万8,000円増の3億9,861万4,000円とさせていただきます。

次に、項2の固定資産税でございますが、金額にいたしまして18億6,439万9,000円の予算額でございます。対前年比475万4,000円の増額でございます。土地につきましては、対前年比1,357万5,000円の減で7億914万9,000円とさせていただきます。家屋につきましては、853万4,000円増の7億510万9,000円とさせていただきます。また、償却資産につきましては、前年度対比494万円増の4億2,821万8,000円といたしたものでございます。

次に、項3の軽自動車税につきましては、予算額5,997万円。

また、項4の町たばこ税につきましては、1億6,125万1,000円でございますが、前年対比2,293万2,000円の減とさせていただきます。

次に、款2の地方譲与税以下、3ページにおきます款10の交通安全対策特別交付金につきましては、国・県の予算の枠の範囲内におきまして、市町村の一定の条件に基づき配分されるものでございますが、国等の示された予算規模におきまして、前年度の予算等を参考にしながら予算額を割り出したものでございます。特に款6の地方消費税交付金、項1の地方消費税交付金につきましては3億2,000万円、前年対比7,000万円の増とさせていただきます。こちらにつきましては、地方消費税の値上げによるものということで予算化させていただきます。また3ページの款9地方交付税、項1の地方交付税でございますが、11億9,000万円の予算でございます。前年対比8,000万円の減となったものでございますが、こちらにつきましては、やはり自主財源、税収の伸びがあるといったことから減額にさせていただきます。

次に、款11分担金及び負担金、項2の負担金でございます。予算額でございますが、1億7,680万5,000円でございます。こちらにつきましては、主に保育園の保育料等でございます。児童福祉費負担金に1億7,206万4,000円、また養護老人ホームの入所者の負担金でございますが、474万1,000円の予算の計上を見込んだものでございます。

続きまして、款12の使用料及び手数料、項1の使用料でございます。予算額につきましては1億1,783万2,000円、対前年比116万5,000円の減となったものでございます。特にこちらの減の理由でございますが、衛生使用料、主に斎場の使用料の減、それから住宅使用料の減額、道路使用料の減額によるものでございます。また、児童福祉施設使用料といたしまして、主に留守家庭児童教室の使用料でございますが、2,401万9,000円の予算を見込んだものでございます。

次に、項2の手数料でございますが、1億108万円、前年対比189万7,000円の減でございます。特に主な減の理由につきましては、狂犬病予防注射の登録手数料の減によるものでございます。この予算につきましては、主に諸証明の発行手数料でございます。総務手数料で1,072万9,000円、また衛生手数料につきましては8,954万9,000円の予算を盛り込んだものでございま

す。

次に、款13国庫支出金、項1の国庫負担金でございます。5億3,538万4,000円の予算といたしたものでございますが、対前年比1,702万4,000円の増額となったものでございます。こちらにつきましの予算の内容でございますが、私立保育所運営費負担金につきまして1,998万円、また児童手当負担金につきまして3億5,744万5,000円、また先ほども説明いたしました歳出のほうでも伸びを示しております障害者介護給付費に係ります負担金でございますが、1億4,161万7,000円の予算を盛り込んだものでございます。

続きまして、項2の国庫補助金でございますが、予算額につきましては2億2,505万2,000円、1億2,843万4,000円の前年対比の増額でございます。増額の主な理由といたしましては、先ほども歳出のほうで説明いたしました臨時福祉給付金給付事業に要する経費でございますが、こちらの補助金といたしまして、新たに6,471万9,000円。また、子ども・子育て世帯臨時特例給付金事業に係ります国からの補助金でございますが、5,562万7,000円の新たな金額を盛り込んだものでございますし、それから、土木関係につきましては、国庫補助金といたしまして、社会資本整備交付金に4,840万円、また都市再生整備事業交付金に3,096万円の予算を盛り込んだものでございます。

次に、項3の委託金でございますが、予算額599万2,000円でございます。民生費委託金におきまして、主に国民年金事務費の交付金でございますが、562万7,000円の予算を盛り込んだものでございます。

次に、款14の県支出金、項1の県負担金でございますが、金額につきましては2億6,734万8,000円、前年対比2,751万2,000円でございます。増額の主な理由といたしましては、児童手当県負担金で7,877万7,000円でございます。それと、医療保険に係ります保険基盤安定負担金に1億200万7,000円、それから、自立支援給付費負担金に7,390万2,000円を盛り込んだものでございますが、主な理由といたしましては、保険基盤安定負担金と、それから児童手当、障害者自立支援によるものでございます。

次に、項3の県補助金でございますが、金額につきましては2億9,022万4,000円、前年対比8,596万円の増でございます。こちらにつきましても、主な予算の内容といたしましては、児童福祉費の県補助金につきまして1,927万1,000円を、また福祉医療費県補助金につきまして1億533万6,000円を、また農業振興に係ります農業費県補助金につきましては1億321万4,000円でございますが、こちらにつきましては、中山間地域等の直接支払事業の交付金、それから競争力強化生産総合対策事業費補助金でございます。先ほども歳出のところで説明いたしました、北部ライスセンターの改修に係ります補助金の受け入れによるものでございます。それと、林業振興につきましては、林業費で県の補助金でございますが、林道明神線に係ります補助金3,654万9,000円を予算化したところでございます。

次に、項3の委託金でございますが、予算金額4,979万4,000円でございますが、前年対比890万円の減でございます。こちらにつきましては、総務委託金におきまして、県民税の徴収

委託金が4,172万4,000円を、統計調査の委託金で339万円を、また県議会選挙委託金につきまして222万3,000円を盛り込んだものでございます。

続きまして、4ページでございます。款15の財産収入、項1の財産運用収入でございますが、こちらにつきましては予算額388万8,000円でございますが、土地の貸し付け収入及び基金利子、株式の配当金を予定しておりますところでございますし、次の項2の財産売却収入につきましては1,199万1,000円、前年同額でございますが、普通財産の売り払い、町営住宅の払い下げによる収入を見ておるところでございます。

次に、款16の寄附金、項1の寄附金7,000円の予算でございます。

次に、款17の繰入金、項1特別会計繰入金につきましてでございますが、1,000円、前年同額でございます。

次に、項2の基金繰入金でございます。金額につきまして3億1,013万5,000円、対前年比7,000万5,000円の減額でございます。こちらにつきましては、主に基金の繰り入れといたしまして、来年度予算化を予定しておりますのは、財政調整基金繰入金につきまして1億5,000万円、また減債基金繰入金につきましては6,000万円、それから、公共下水道整備に伴います公共下水道基金繰入金につきまして1億円の予算とさせていただいたところでございます。なお、13万5,000円につきましては、ふれあい交流基金の利子でございます。

次に、款18の繰越金、項1の繰越金でございますが、前年同額の2億円といたしたものでございます。

また、次の款19の諸収入、項1の延滞金、加算金及び過料につきましては300万円。

項2の町預金利子につきましては1,000円。

項3の貸付金元利収入につきましては25万円でございますが、こちらは、住宅新築資金等の貸し付け滞納繰り越し分でございます。

次に、項5の雑入でございますが、4,957万1,000円とさせていただいたものでございますが、こちらは各種負担金、使用料、寄附金等でございます。

次に、款20の町債、項1の町債でございますが、5億円を予算としたものでございまして、対前年比2,000万円の増でございます。こちらにつきましては臨時財政対策債を予定しておりますところでございます。

以上、歳入歳出予算におけます細部につきましては、それぞれ第1表の歳入歳出予算によりまして説明をさせていただいたところでございますが、各予算の詳細につきましては、9ページ以降の歳入歳出予算の事項別明細をまたお目通しいただきたいと存じますし、また本日、平成26年度の予算書とあわせまして、予算資料、それから予算主要事業概要をお配りしてございます。それぞれまたお目通しをいただきたいと存じます。

続きまして、第2条、地方債でございます。

この地方債の借り入れでございますが、こちらにつきましては、8ページに掲げてございます第2表でございます。先ほども歳入のところの説明をさせていただきましたが、平成26年度

におきましても財源の確保といった観点から、臨時財政対策債、限度額を5億円として借り入れる予定をいたしておりまして、そちらの起債の方法、利率、償還の方法につきまして、第2表に掲げてございますので、またお目通しをいただきたいと存じます。

次に、第3条でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の繰り入れの最高額といたしましては5億円と定めるものでございます。よろしく願いをいたしたいと存じます。

次に、第4条でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる旨の規定でございます。本来、各款及び各項の間の流用は禁止をされておるところでございますが、この地方自治法第220条第2項のただし書きによりまして、予算の執行上、必要がある場合に限り、予算の定めるところにより流用することができるという規定がございます。そういったことから、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費等につきましては、これら各項の間の流用をお認め願うものでございます。

以上、予算の概要とさせていただきますが、135ページから138ページにかけましては給与費の明細書、また139ページには債務負担行為に関する調書、140ページにおきましては地方債現在高の見込みに関する調書をそれぞれ添付させていただいておりますので、またお目通しをいただきたいと存じます。

以上、私のほうから、議第16号 平成26年度垂井町一般会計予算の補足説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。以上で補足説明とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

午前10時35分 休憩

午前10時51分 再開

議長（栗田利朗君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、補足説明を求めます。

住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長（片岡兼男君） 私のほうからは、住民課所管に係ります議第17号及び議第24号の2つの特別会計の新年度予算につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議第17号 平成26年度垂井町国民健康保険特別会計予算でございます。

一般会計の後ろになります青色の表紙のものでございますが、こちらのほうをごらんいただきたいと存じます。

まずは1ページでございますが、第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億7,000万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして、歳出から御説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の4ページ、歳出でございますが、それとあわせまして、平成26年度

垂井町予算資料の5ページもごらんいただきたいと存じます。

それでは初めに、款1総務費、項1総務管理費の3,480万1,000円でございます。こちらにつきましては、国民健康保険特別会計を管理する諸経費でございます。人件費や事務に係る経費や電算処理関係の経費などでございまして、前年度と比較いたしまして656万5,000円、23.3%の増額となっております。大幅に増額となりましたのは、国民健康保険制度の改正に伴いまして国保電算システムの改変が新たに必要となりますので、改変業務に係ります委託料を計上したことが増額の主な要因でございます。

続きまして、項2の徴税費236万7,000円でございますが、こちらにつきましては、国保税の徴収に係ります経費でございます。前年度と比較しまして29万2,000円の増額でございます。

続きまして、項3の運営協議会費5万1,000円でございますが、こちらにつきましては、国民健康保険の運営につきまして重要な事項を審議する協議会で、前年度と同額を計上させていただきました。

続きまして、款2保険給付費、項1療養諸費の19億8,837万3,000円でございますが、こちらにつきましては、医療費等に要する費用で、直近の実績値を参考に算出しております。前年度と比較しまして7,166万3,000円、3.7%の増額でございます。医療費が、退職被保険者分につきましては減少傾向が見られるわけですが、一般被保険者分につきましては若干の増加傾向にありますので、増額はその増加見込み分でございます。

続きまして、項2の高額療養費2億5,140万1,000円でございますが、こちらにつきましては、前年度と比較いたしまして1,140万円、4.7%の増額でございますが、増額は高額な医療費の増加見込み分でございます。

続きまして、項3の移送費2,000円でございますが、前年度と同額の予算を計上させていただきました。

続きまして、項4の出産育児諸費1,554万8,000円でございますが、こちらにつきましては出産育児一時金でございます。前年度と比較いたしまして168万1,000円、9.8%の減額でございます。

続きまして、項5の葬祭諸費265万円でございますが、前年度と比較いたしまして10万円、3.6%の減額でございます。

続きまして、款3項1が後期高齢者支援金等の3億8,022万6,000円でございますが、こちらにつきましては、後期高齢者医療保険に係ります財政支援金のために社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。前年度と比較いたしまして361万9,000円、1%の増額でございます。

続きまして、款4項1が前期高齢者納付金等の27万8,000円でございますが、こちらにつきましては、前期高齢者に要する医療に係ります各保険者の財政支援金といたしまして、社会保険診療報酬支払基金に納付するもので、前年度と比較いたしまして4万4,000円の増額となっております。

続きまして、款 5 項 1 が老人保健拠出金の 1 万 9,000 円でございますが、こちらにつきましては老人保健事務費拠出金で、社会保険診療報酬支払基金に納付するもので、前年度と同額の予算を計上させていただきました。

続きまして、款 6 項 1 が介護保険金の 1 億 4,801 万 4,000 円でございますが、こちらにつきましては、介護保険制度に係ります第 2 号被保険者、40 歳から 64 歳の方の保険料に相当するもので、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。前年度と比較いたしまして 564 万 7,000 円、3.7%の減額でございます。

続きまして、款 7 項 1 が共同事業拠出金の 3 億 858 万 4,000 円でございますが、こちらにつきましては、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業に係るもので、岐阜県国民健康保険団体連合会への拠出金でございます。前年度と比較いたしまして 3,208 万 2,000 円、11.6%の増額でございます。

続きまして、款 8 項 1 が保健事業費の 221 万 1,000 円でございますが、こちらにつきましては医療費の通知等に係ります経費でございます。前年度と比較しまして 18 万円、8.9%の増額でございます。

続きまして、項 2 の特定健康診査等事業費 1,607 万 5,000 円でございますが、こちらにつきましては、特定健康診査、あるいは特定保健指導に要する経費でございます。前年度と比較いたしまして 106 万 2,000 円、7.1%の増額でございます。

続きまして、款 9 項 1 が基金積立金の 30 万円でございますが、こちらにつきましては基金の利子を見込んでいるものでございます。

続きまして、款 10 項 1 が公債費の 12 万 8,000 円でございますが、こちらにつきましては、後ほど 1 ページのほうで御説明をさせていただきます一時借入金に係ります利子分として、前年度と同額の予算を計上させていただきました。

続きまして、款 11 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金の 170 万 1,000 円でございますが、こちらにつきましては保険税の還付金でございます。前年度と同額の予算を計上させていただきました。

続きまして、款 12 項 1 の予備費につきましては、収支の均衡を図るため 1,727 万 1,000 円を用計上させていただきました。前年度と比較しまして 667 万 9,000 円の減額でございます。

以上、歳出合計が 31 億 7,000 万円となりまして、前年度といたしまして 1 億 1,300 万円、3.7%の増額となったところでございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございますが、ページを戻っていただきまして、2 ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、款 1 項 1 が国民健康保険税の 7 億 2,220 万円でございます。こちらにつきましては、前年度と比較いたしまして 3,100 万円、4.1%の減額でございます。これは、被保険者数が減少傾向であることと、国保税の軽減対象者の拡大に伴い、その分、保険税の収入が減少するもの

と考えているところでございます。

続きまして、款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料の22万円でございますが、こちらにつきましては国民健康保険税に係ります督促手数料で、前年度と同額の予算を計上させていただきました。

続きまして、款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金の 5 億1,282万2,000円でございますが、前年度に比較しまして2,039万5,000円、4.1%の増額でございます。

続きまして、項 2 の国庫補助金 1 億3,967万5,000円でございますが、前年度に比較いたしまして513万7,000円、3.8%の増額でございます。

続きまして、款 4 項 1 が療養給付費交付金の 2 億938万円でございます。こちらにつきましては、社会保険診療報酬支払基金からの療養給付費に係る交付金でございますが、前年度に比較いたしまして2,225万7,000円、9.6%の減額でございます。

続きまして、款 5 項 1 が前期高齢者交付金の 9 億5,007万8,000円でございます。こちらにつきましては、前年度に比較しまして5,068万8,000円、5.6%の増額でございますが、これは前期高齢者、つまり65歳から74歳までの方の加入割合に基づき交付されるもので、加入割合が高いほど多く交付されることから、前期高齢者の加入割合が増加しているものと考えているところでございます。

続きまして、款 6 県支出金、項 1 県補助金の 1 億4,725万円でございます。こちらにつきましては、財政健全化特別対策費補助金と県財政調整交付金がございますが、医療費に係ります保険者の財政支援のための県からの調整交付金、つまり補助金でございますが、前年度に比較いたしまして639万1,000円、4.5%の増額でございます。

続きまして、項 2 の県負担金1,620万円でございますが、こちらにつきましては、主なものとして、高額医療費共同事業と特定健康診査に要する費用に係ります県からの負担金でございます。前年度に比較しまして213万2,000円、15.2%の増額でございます。

続きまして、款 7 項 1 が共同事業交付金の 2 億8,301万円でございます。こちらにつきましては、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業で、これらは高額な医療を要したときに要する費用のために岐阜県国民健康保険団体連合会が実施している事業でございますが、そこからの交付金でございます。前年度に比較いたしまして2,825万3,000円、11.1%の増額でございます。

続きまして、款 8 財産収入、項 1 財産運用収入の30万円でございますが、国民健康保険基金の利子分を見込みました。

続きまして、款 9 繰入金、項 1 他会計繰入金の 1 億5,672万6,000円でございます。こちらにつきましては一般会計からの繰入金でございますが、5つの項目がありまして、保険税の軽減分に係る保険基盤安定のための繰入金、職員給与費等の経費に係る繰入金、出産育児一時金等に係る経費に要する町負担分の繰入金、財政安定化支援事業に係る繰入金、そして、その他一般会計繰入金でございます。前年度に比較いたしまして2,423万9,000円、18.3%の増額ござ

いますが、これは、国保税の軽減対象者が拡大されることにより公費の補填がふえること、それと電算システムの改修の費用が含まれているためでございます。

続きまして、項2の基金繰入金1,000円でございますが、科目設定をお願いするものでございます。

続きまして、款10項1が繰越金の2,963万円でございますが、こちらにつきましては前年度繰越金でございます。前年度と比較いたしまして2,882万3,000円の増額でございます。

続きまして、款11諸収入の項1が延滞金、加算金及び過料、項2が町預金利子、項3が雑入でございますが、ごらんのとおりでございます。

以上、歳入の合計は31億7,000万円でございます。

次に、1ページにお戻りいただきまして、第2条、一時借入金でございますが、借り入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

予算書の6ページからでございますが、今回予算計上いたしました歳入歳出予算書の事項別明細書、並びに23ページからは職員の給与明細書が添付されておりますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上が議第17号 平成26年度垂井町国民健康保険特別会計予算の補足説明でございます。

続きまして、議第24号 平成26年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

後ろのほうの紫色の表紙のものでございます。これをごらんいただきたいと存じます。

1ページでございますが、第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億9,600万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして、歳出から御説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページ、歳出でございますが、それとあわせまして、平成26年度垂井町予算資料の9ページのほうも参考にごらんいただきたいと存じます。

それでは初めに、款1総務費、項1総務管理費の792万1,000円でございます。こちらにつきましては、後期高齢者医療特別会計に係ります職員の人件費が主なものでございます。

続きまして、項2の徴収費77万9,000円でございますが、こちらにつきましては保険料の徴収に係ります経費でございます。前年度と比較いたしまして4,000円の増額でございます。

続きまして、款2項1が後期高齢者医療広域連合納付金の2億7,498万4,000円でございます。こちらにつきましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合への保険料等の負担金、事務費負担金、健康診査等に係ります保健事業費の負担金でございます。前年度と比較いたしまして777万3,000円、2.9%の増額でございます。

続きまして、款3保健事業費、項1健康保持増進事業費の1,094万3,000円でございますが、こちらにつきましては、健康診査、いわゆる75歳以上のすこやか健診に係ります経費でございます。前年度と比較しまして92万2,000円、7.8%の減額でございます。

続きまして、款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金の22万円でございますが、こちらにつきましては保険料の還付金で、前年度と同額の予算を計上させていただきました。

続きまして、項 2 繰出金の1,000円でございますが、科目の設定をお願いするものでございます。

続きまして、款 5 項 1 の予備費につきましては、収支の均衡を図るため115万2,000円を予算計上させていただきました。前年度と比較しまして19万8,000円の増額でございます。

以上、歳出の合計は2億9,600万円で、前年度と比較いたしまして900万円、3.1%の増額となったところでございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございますが、ページを戻っていただきまして、2ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、款 1 項 1 が後期高齢者医療保険料の2億1,520万円でございます。こちらにつきましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合に負担すべき保険料につきまして予算計上をさせていただきました。前年度と比較しまして363万6,000円、1.7%の増額でございます。

続きまして、款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料の5万1,000円でございますが、保険料に係ります督促手数料で、前年度と同額の予算を計上させていただきました。

続きまして、款 3 後期高齢者医療広域連合支出金、項 1 委託金の1,116万3,000円でございます。こちらにつきましては、ほとんどがすこやか健診に係ります岐阜県後期高齢者医療広域連合会からの委託金でございます。前年度と比較いたしまして37万3,000円の減額でございます。

続きまして、款 4 繰入金、項 1 一般会計繰入金の5,519万3,000円でございます。こちらにつきましては、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金の2つにつきまして一般会計から繰り入れるものでございます。前年度と比較いたしまして379万円、6.4%の減額でございます。

続きまして、款 5 項 1 が繰越金の1,439万円でございますが、前年度繰越金でございます。前年度と比較いたしまして952万7,000円の増額でございます。

続きまして、款 6 諸収入の項 1 延滞金、加算金及び過料、項 2 預金利子、項 3 雑入につきましては、それぞれ1,000円ずつの科目設定をお願いするものでございます。

以上、歳入の合計につきましても、歳出と同じように2億9,600万円の予算計上でございます。

次に、予算書の4ページからでございますが、今回、予算計上いたしました歳入歳出予算の事項別明細書、並びに11ページからは職員の給与明細書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第24号 平成26年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明でございます。

以上、住民課所管に係ります議第17号及び議第24号の2つの特別会計の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。以上でございます。

議長（栗田利朗君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

上下水道課長（高木一幸君） それでは、上下水道課が所管いたします3つの特別会計と企業

会計につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議第18号 平成26年度垂井町簡易水道特別会計予算について説明させていただきます。

ピンクの表紙でございます。1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,560万円と定めるものでございます。

では、歳出から説明させていただきます。

3ページをお開きください。また、予算資料は6ページでございます。

款1総務費、項1総務管理費1,322万6,000円で、前年比5万1,000円の増でございます。人件費、電気設備等の保安業務や消費税などを計上しております。

款2事業費、項1事業費2,783万7,000円で、前年比132万1,000円の増で計上いたしました。北部と栗原の2つの簡易水道施設の維持管理に要する経費を計上しております。

次に、款4予備費、項1予備費ですが、453万6,000円を計上いたしました。

款5災害復旧費、項1水道施設災害復旧費は、前年と同額1,000円を計上いたしました。

続きまして、歳入でございます。

2ページをお願いいたします。

款1分担金及び負担金、項1負担金426万1,000円、前年比146万2,000円の減でございます。新規の給水に伴う加入金、分水工事負担金を見込み、計上いたしました。

款2使用料及び手数料、項1使用料3,928万9,000円、前年比136万2,000円の増で計上したところでございます。これは、前年実績に基づき算出した水道使用料でございます。

項2手数料は2万3,000円、督促手数料を見込んでおります。

続きまして、款3財産収入、項1財産運用収入2万5,000円、基金の利子収入を見込みました。

次に、款5繰越金、項1繰越金200万円で、前年と同額を計上しております。

次に、款6諸収入、項1町預金利子及び項2の雑入ですが、それぞれ1,000円で、前年と同額でございます。

なお、11ページ以降に給与費明細書を添付させていただいております。お目通し方よろしくお願いをいたします。

以上、平成26年度垂井町簡易水道特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

次に、議第19号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

水色の表紙でございます。1ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億7,200万円と定めるものでございます。

では、3ページの歳出から説明をさせていただきます。予算資料は6ページでございます。

款1公共下水道、項1公共下水道費8億371万5,000円、前年比4億2,829万9,000円の増でござい

ざいます。平成26年度の公共下水道整備につきましては、東地区と宮代地区を合わせまして35ヘクタールの面整備を実施する予算でございます。また、垂井地区では測量及び垂井東地区での管渠設計に伴います委託料、そのほか、浄化センターの維持管理に関する費用を計上いたしました。

続きまして、款3公債費、項1公債費3億6,750万3,000円で、前年比962万8,000円の増でございます。平成25年度までの借り入れに対します元利償還金でございます。

款4予備費、項1予備費78万2,000円で、前年比7万3,000円の増で計上しております。

続きまして、2ページの歳入でございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金1,531万9,000円、前年比475万5,000円の増でございます。平成25年度に面整備を行いました東、宮代地区及び分割納付分の受益者負担金を計上しております。

款2使用料及び手数料、項1使用料1億8,132万5,000円、前年比863万4,000円の増でございますが、3,200世帯分の水道使用料を見込んでおります。

次に、項2手数料は7万2,000円で、前年比5万円の減でございます。主に公認業者の登録手数料でございます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金2億円で、前年比1億4,000万円の増でございます。平成26年度に行います公共下水道事業に係る補助対象分の国からの補助金50%分を受け入れるものでございます。

款4県支出金、項1県補助金で、前年と同額の1,000円を計上しております。

款6繰入金、項1他会計繰入金4億5,879万3,000円、前年比8,661万6,000円の増、一般会計からの繰り入れを計上しております。

次に、款7繰越金、項1繰越金2,000万円を見込んでおります。前年比500万円の増でございます。

款8諸収入、項1預金利子につきましては、前年と同額の1,000円を計上しております。

項2雑入につきましては378万9,000円、これは消費税還付金等を見込んだものでございます。

款9町債、項1町債2億9,270万円、前年比1億9,030万円の増で、下水道事業債を見込ませていただいております。これにつきましては、国庫補助金の対象事業分については90%、町単独事業分につきましては95%の起債を起すものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ11億7,200万円といたすものでございます。

それでは、1ページのほうにお戻りいただきまして、第2条で、地方債について定めさせていただきます。

4ページの第2表で地方債発行について掲げさせていただきます。

起債の目的は公共下水道事業、限度額は2億9,270万円、起債の方法につきましては、証書借り入れ及び証券発行、利率は5%以内、償還の方法につきましては、借り入れ先の融資条件によるものとするものでございます。

また、一時借入金でございますが、第3条に基づきまして、地方自治法第235条の3第2項によりまして、限度額を5億1,870万円と定めるものでございます。

また、15ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通しを願います。

18ページにつきましては、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しております。こちらのほうもお目通し願います。

以上、平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第20号 平成26年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算につきまして説明をさせていただきます。

今回はオレンジ色の表紙でございます。1ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,100万円と定めるものでございます。

農業集落排水事業につきましては、梅谷にあります北部第一と伊吹の農業集落排水施設の維持管理に要する経費を計上しております。

それでは、歳出から説明させていただきます。

3ページでございます。予算資料は7ページでございます。

款1 総務費、項1 総務管理費に29万3,000円、前年比353万8,000円の減でございます。主なものとしましては、北部第一農業集落排水組合補助金を計上しております。これにつきましては、地元負担分の借入れに対する補助金を計上しておりますが、返済は平成26年度で終了いたします。

款2 管理費、項1 維持管理費に2,248万6,000円、前年比335万3,000円の増でございます。2つの施設の維持管理に要する経費を計上いたしました。

款4 公債費、項1 公債費は746万6,000円、前年と同額でございます。伊吹農業集落排水施設の建設時に借入れをいたしました建設資金の償還金でございます。

款5 予備費、項1 予備費は75万5,000円で、前年比18万5,000円の増で計上いたしました。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

2ページでございます。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金、前年と同額の3,000円でございます。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料で1,170万4,000円、前年比7万6,000円の減でございます。2つの農業集落排水事業の処理世帯166世帯分の使用料でございます。

項2 手数料1,000円は、督促手数料でございます。

款3 財産収入、項1 財産運用収入は1万円で、前年と同額でございます。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金は1,728万円で、前年比72万4,000円の減、一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

款5 繰越金、項1 繰越金は200万円、前年比80万円の増で計上させていただきました。

款6 諸収入、項1 預金利子及び項2 雑入は、それぞれ1,000円で、前年と同額を計上しております。

なお、10ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、お目通しを願います。

以上、平成26年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第25号 平成26年度垂井町水道事業会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

黄色の表紙でございます。

内容に入ります前に、少し説明をさせていただきます。

このたび、地方公営企業法施行令、並びに同施行規則が改正されたことによりまして、昭和41年以来46年ぶりに会計制度の大幅な見直しがございました。このことにより、公営企業の資本制度、会計基準も見直され、民間企業の会計制度との整合が図られるとともに、事業の維持可能性確保という公営企業の使命も考慮した制度となりました。

内容としましては、借り入れ資本金の廃止、引当金の義務化、キャッシュ・フロー計算書の導入など、多岐に及んでおりまして、平成26年度の予算から適用されるものでございます。

なお、このことに伴いまして新たな予算科目もございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、初めに1ページでございます。

第2条で、業務の予定量を明記させていただいております。

給水戸数8,685戸、年間総配水量は365万2,000立方メートル、1日平均配水量を1万5立方メートルと業務予定量を見込みました。主要な建設改良事業といたしましては、相川左岸地域施設改良事業として、相川左岸低区送配水管布設がえ工事、推進工による送水管布設工事、新設の左岸低区配水場敷地造成工事などでございます。また、施設改良事業としましては、下水道事業に伴います配水管布設がえ工事、老朽化に伴う配水管布設がえ工事などでございます。

第3条で、収益的収入及び支出の予定額を定めております。

収入予定額でございますが、第1款水道事業収益といたしましては3億8,973万5,000円で、前年比3,637万7,000円の増であります。内訳としましては、第1項営業収益で、水道料金など3億3,930万円、前年比166万7,000円の減。第2項営業外収益は5,043万5,000円で、前年比3,804万4,000円の増ですが、消費税還付金や会計制度の見直しに伴う長期前受金戻し入れなどを見込んでおります。

次に、支出予定額でございますが、第1款水道事業費用といたしまして3億7,544万7,000円、前年比2,978万5,000円の増であります。内訳としましては、第1項の営業費用、人件費を含む維持管理費用が3億3,088万6,000円、前年比2,413万3,000円の増でございます。第2項営業外費用といたしましては、給与償還利息3,839万3,000円、前年比294万円の増でございます。第3項特別損失は280万2,000円で、会計制度の見直しに伴い、新たに手当や不納欠損を予算に計上したものでございます。第4項予備費は336万6,000円を計上しております。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。

2 ページになります。

第 1 款資本的収入といたしまして 3 億 9,512 万 9,000 円で、前年比 9,805 万 2,000 円の増でございます。内訳としましては、第 1 項加入金ですが、新規給水加入金としまして 498 万 9,000 円、第 2 項工事負担金では、公道分工事負担金として 600 万円、第 3 項他会計負担金では、公共下水道事業に伴う布設がえ工事負担金などで 9,454 万円、第 4 項企業債は 2 億 8,960 万円を計上いたしました。

次に、支出予定額でございますが、第 1 款資本的支出といたしまして 6 億 6,645 万 3,000 円、前年比 1 億 4,811 万 5,000 円の増。内訳としましては、第 1 項建設改良費で、相川左岸系施設改良事業といたしまして、相川左岸低区送配水管布設工事、また公共下水道に伴います配水管布設がえ工事、既設配水管の布設がえなどで 6 億 1,532 万 8,000 円、第 2 項企業債償還金で 5,112 万 5,000 円を計上しております。

1 ページの第 4 条でございます。資本的収入額が資本的支出額に対する不足額 2 億 7,132 万 4,000 円は、過年度分損益勘定留保資金 2 億 7,132 万 4,000 円で補填をするものでございます。

次に、2 ページでございます。

第 5 条で、企業債について定めております。

起債の目的は相川左岸地域施設改良事業、限度額は 2 億 8,960 万円、起債の方法は、証書借り入れ及び証券発行、利率につきましては 5 % 以内、償還の方法として、借り入れ先の融資条件によるとするものでございます。

次に、第 6 条で、一時借入金の限度額を 1,000 万円と定めるものでございます。

第 7 条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費を 3,690 万 5,000 円と定めるものでございます。

第 8 条では、たな卸資産の購入限度額を 1,275 万円と定めるものでございます。

なお、15 ページ以降に昨年度までの資金計画にかかりますキャッシュ・フロー計算書や損益計算書、貸借対照表等を添付しておりますので、お目通し願います。

以上、上下水道課所管に係ります特別会計等につきまして補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） それでは、健康福祉課所管に係ります特別会計につきまして補足説明をさせていただきます。

最初に、議第 21 号 平成 26 年度不破郡介護認定審査会特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

緑色の表紙でございます。

予算資料につきましては 7 ページでございます。

では、1 ページでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,050万円と定めるものでございます。
第2項でございます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、
第1表 歳入歳出予算によることとしております。

この第1表で説明をさせていただきます。

では、3ページの歳出から説明をさせていただきます。

款1 認定審査費、項1 認定審査費1,041万7,000円でございます。前年と比較いたしまして
342万円の減でございます。認定審査委員報酬及び職員の人件費等を計上させていただいてお
ります。

次に、款2の予備費、項1 予備費8万3,000円を計上させていただいておるところござい
ます。

続きまして、2ページの歳入でございます。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金で343万2,000円、前年度と比較いたしまして111万1,000
円の減でございます。審査会につきましては関ヶ原と共同で設置し、運営を行っております。
関ヶ原の負担分を計上させていただいております。負担割合につきましては、支出見込み額に
対しまして平等割分30%と人口割70%として定めまして、65歳以上の人口比率により関ヶ原分
を計上させていただいております。

次に、款3 繰入金、項1 他会計繰入金690万5,000円でございます。これは垂井町の負担金で
ございます。前年度と比較いたしまして223万5,000円の減でございます。一般会計から繰り入
れをさせていただくものでございます。

款4 繰越金、項1 繰越金16万2,000円でございます。前年度繰越金でございます。

款5 諸収入、項1 町預金利子1,000円でございます。

以上、歳入歳出それぞれ1,050万円といたすものでございます。

8ページ以降に給与費明細書をつけておりますので、お目通しをよろしくお願いいたします。
続きまして、議第22号 平成26年度垂井町介護保険特別会計予算につきまして補足説明をさ
せていただきます。

濃いピンク色の表紙でございます。

まず1ページで、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億8,400万円と定めるもので
ございます。

第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算に
よることとしておるところでございます。

第2条で、一時借入金の借り入れ最高額を5,000万円と定めておるところでございます。

では、第1表 歳入歳出予算の歳出から説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。予算資料につきましては8ページでございます。

款1 総務費、項1 総務管理費で2,467万9,000円、前年度と比較いたしまして202万5,000円の
減でございます。こちらにつきましては、介護保険特別会計を管理する諸経費でございます。

職員の人件費及び事務費、業務委託料でございます。

次に、項 2 徴収費108万2,000円、納付書の印刷及び郵送料を計上しております。前年度と比較いたしまして25万円の増額でございます。

項 3 認定審査費805万6,000円、前年度と比較いたしまして18万3,000円の増額でございます。主治医意見書作成等手数料及び介護認定調査委託料を計上しております。

款 2 の保険給付費、項 1 介護サービス等諸費17億2,300万円、前年度と比較いたしまして1億4,460万円の増でございます。居宅介護サービス、施設介護サービス等に係ります給付費でございます。

項 2 介護予防サービス等諸費で6,700万円、前年度と比較いたしまして730万円の増でございます。これは、要支援の方に対する介護予防給付費を計上しております。

項 3 サービス給付費諸費200万円、前年度と比較いたしまして10万円の増でございます。国保連合会への審査支払手数料でございます。

項 4 の高額介護サービス等費2,730万円、前年度と比較いたしまして70万円の増でございます。これにつきましては、同じ月に利用した介護サービス費が高額となった場合、上限額を超えた分を支給するものでございます。

項 5 の特定入所者介護サービス等費6,810万円、前年度と比較いたしまして200万円の減でございます。施設サービスを利用した場合、サービス費用 1 割のほかに、居住費、食費等が自己負担となるわけでございますが、低所得の方の施設利用が困難にならないよう、住居費、食費に関しましては負担限度額を超えた分の給付を行うものでございます。

次に、項 6 高額医療合算介護サービス等費630万円でございます。前年と比較いたしまして20万円の増でございます。これにつきましては、介護保険と医療保険の両方の利用負担が高額となった場合、年間の自己負担額を換算して、限度額を超えた部分について給付をするものでございます。

続きまして、款 3 の財政安定化基金拠出金、項 1 財政安定化基金拠出金200万円、前年と同額でございます。県への拠出金でございます。

次に、款 4 地域支援事業費、項 1 介護予防事業費459万5,000円、前年度と比較いたしまして60万9,000円の増でございます。65歳以上の人を対象といたしまして、介護が必要とならないよう予防を目的とした事業を行う経費でございます。

項 2 包括的支援事業・任意事業費987万円、前年と比較いたしまして20万円の増でございます。こちらは、包括的、継続的ケアマネジメント事業の経費を計上しております。

次に、款 5 基金積立金、項 1 基金積立金 1 万9,000円、介護保険基金利子でございます。

款 6 予備費、項 1 予備費2,984万8,000円で計上したところでございます。

款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金1,015万1,000円を計上しております。

続きまして、歳入に入らせていただきます。

2ページでございます。

款1保険料、項1介護保険料3億8,084万2,000円、前年度と比較いたしまして1,639万円の増でございます。

款3使用料及び手数料、項2手数料3万6,000円、前年度と同額でございます。督促手数料でございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金3億3,599万1,000円、前年度と比較いたしまして2,493万円の増でございます。これにつきましては、負担割合が定められているものでございまして、居宅介護給付費の20%、施設給付費の15%を国が負担するものでございます。

項2国庫補助金8,140万1,000円、前年度と比較いたしまして861万3,000円の増です。こちらは、調整交付金といたしまして、介護給付費総額の3.9%分、介護報酬改定に伴うシステム改修事業費補助金、そのほか、地域支援事業に係ります交付金を計上させていただいております。

続きまして、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金5億5,050万8,000円、4,393万9,000円の増でございます。介護給付費交付金として介護給付費総額の29%と、地域支援事業支援交付金として地域支援事業費の29%分を計上しております。

次に、款6県支出金、項1県負担金2億7,945万2,000円、前年度と比較いたしまして2,410万円の増でございます。県の負担割合といたしまして、居宅介護給付費の12.5%、施設給付費の17.5%を計上しております。

次に、項2財政安定化基金支出金1,000円、前年度と同額でございます。

次に、項3県補助金252万6,000円、前年度と比較いたしまして11万7,000円の増でございます。地域支援事業費の県交付金といたしまして、介護予防で12.5%、包括的支援・任意事業で19.75%分を計上しております。

次に、項4委託金1,000円、前年度と同額でございます。

款7財産収入、項1財産運用収入1万8,000円で、基金利子でございます。

款9繰入金、項1一般会計繰入金2億6,398万3,000円、前年度と比較いたしまして1,230万6,000円の増でございます。介護給付費繰入金として、介護給付費の12.5%分を町の負担分として、その他事務費等繰入金として計上しております。

次に、項2基金繰入金1,000円を計上させていただいております。

款10繰越金、項1繰越金、前年度繰越金として8,271万6,000円を計上しております。

款11諸収入、項1延滞金、加算金及び過料2,000円、それと項2の預金利子1,000円を計上しております。

続きまして、項3の雑入652万円、これにつきましては、介護予防サービス計画の作成費を計上しております。

款12町債、項1 財政安定化基金貸付金1,000円を計上させていただいたところでございます。
以上で、歳入の説明とさせていただきます。

22ページ以降に給与明細書をつけておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上で、介護保険特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

次に、議第23号 平成26年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、肌色の表紙でございます。

まず1ページでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107万円と定めるものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表の歳入歳出予算とするものでございます。

では、この歳入歳出予算で説明させていただきます。

3ページでございます。予算資料につきましては9ページでございます。

歳出でございます。

款1 認定審査費、項1 認定審査費107万円、前年度と同額でございます。これは、認定審査委員の報酬と事務費を計上させていただいております。

次に、2ページの歳入でございますが、款1 分担金及び負担金、項1 負担金26万5,000円、前年度と比較いたしまして6万5,000円の減でございます。これについては関ヶ原の負担金でございます。支出見込み額に対しまして、これにつきましても均等割30%と人口割70%と定めまして、障害者手帳所持者の割合で関ヶ原町分を計上させていただいております。

款3の繰入金、項1 他会計繰入金52万4,000円、前年度と比較いたしまして12万8,000円の減でございます。これにつきましては垂井町の負担金でございます。一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。

款4 繰越金、項1 繰越金28万1,000円、前年度の繰越金でございます。

以上、不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

これで、健康福祉課所管に係ります特別会計予算につきましての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 議第16号の平成26年度垂井町一般会計予算の中でお尋ねいたします。

87ページに商工費、商工振興費として、節13に委託料、企業誘致PR看板設置業務委託料

100万円とあります。これにつきまして、昨年9月議会におきまして、私、この場で平成25年度垂井町一般会計補正予算（第3号）で、離山周辺開発事業、俗に言う工業団地の基本計画策定業務委託料として1,290万円を補正されたときに、いつまでに基本計画は策定されますかとお尋ねしました。また、工場用地について、これまで未定とされていた分譲時期、分譲価格、事業主体を尋ねましたところ、たしか産業課長さんより、今年度中に策定し、未定のところを明確化するという御答弁だったと思うんですが、まだ今年度ありますけれども、今、このように看板を立てられるということは、企業誘致に離山も入ってくるんじゃないかと思うんですが、今、先ほど尋ねました分譲時期、分譲価格、事業主体等がわかれば御答弁いただきたいと思います。

それともう一つ、これも46ページの総務費の中の目……。

〔発言する者あり〕

これ、ちょっと大きい問題ですから……。

〔「個別のことになる」と呼ぶ者あり〕

個別ということよりも、これについて、今年度もう予算化に入ったら、終わりにするのと一緒になんです。

議長（栗田利朗君） 富田議員に申し上げます。

この場においては、予算に対する総括的な質疑をお願いいたします。個別的なことについては、この後設置を予定しております特別委員会をお願いいたします。

6番（富田栄次君） 予算的に、この看板について100万円計上されているものでお尋ねしたんですが。

それと、46ページの総務費、目、財政調整基金の、節、積立金、9の庁舎建設基金についてですが、これについて、結論を言いますと、庁舎を建設されるか、補強されるかによって、この基金、今、残高が6億ほどになっているわけですが、これからの予算化についても大きな影響を与えると思うんです。大きな問題のことだと思うんですが。

〔発言する者あり〕

大きな問題ですので、お尋ねしまして、御答弁があるかないかはまた、お任せいたします。

議長（栗田利朗君） もう一度、富田議員に申し上げます。

この場においては、予算に対する総括的な質疑をお願いするだけでありまして、個別的なことについては、この後設置を予定しております特別委員会をお願いいたします。

ほかに質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第16号 平成26年度垂井町一般会計予算から議第25号 平成26年度垂井町水道事業会計予算は、11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、こ

れに付託して審査することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は、11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長を除く全議員11名を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議長を除く全議員11名の諸君を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午前11時54分 再開

議長（栗田利朗君） 再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に丹羽豊次君、副委員長に江上聖司君が互選されましたので、報告いたしておきます。

しばらく休憩いたします。再開は1時15分といたします。

午前11時55分 休憩

午後1時15分 再開

議長（栗田利朗君） 再開いたします。

日程第4 議第1号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例の制定
について

議第2号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

議第3号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

議第4号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び垂井町手数料条例の一部改正について

議第5号 垂井町企業立地促進条例の一部改正について

議第6号 垂井町道路占用料徴収条例の一部改正について

議第7号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

議第8号 垂井町防災会議条例の一部改正について

議第9号 垂井町消防団員等公務災害補償条例等の一部改正について

議第10号 垂井町立幼稚園条例の一部改正について

議第11号 垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

- 議第12号 垂井町青少年問題協議会設置条例の一部改正について
- 議第13号 垂井町文化財の保護に関する条例の全部改正について
- 議第14号 町道路線の認定について
- 議第15号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて

議長（栗田利朗君） 日程第4、議第1号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例の制定についてから議第15号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについてまでを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第1号から議第15号まで一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第1号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例の制定につきましては、垂井地区公民館と府中地区公民館の2館を地区まちづくりセンターへ移行することに伴い、その設置及び管理等について条例を制定するものであります。

議第2号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正につきましては、垂井町中小企業小口融資審査委員会の廃止及び垂井町地区まちづくりセンターの新設に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第3号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第4号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び垂井町手数料条例の一部改正につきましては、廃棄物処理手数料について、消費税率の引き上げに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第5号 垂井町企業立地促進条例の一部改正につきましては、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類が改定されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議第6号 垂井町道路占用料徴収条例の一部改正につきましては、道路法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第7号 垂井町町営住宅条例の一部改正につきましては、比女町営住宅の用途廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第8号 垂井町防災会議条例の一部改正につきましては、災害対策基本法第16条の規定に基づき、所要の改正を行うものであります。

議第9号 垂井町消防団員等公務災害補償条例等の一部改正につきましては、障がい者の日

常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、3条例について所要の改正を行うものであります。

議第10号 垂井町立幼稚園条例の一部改正につきましては、宮代幼稚園及び岩手幼稚園の入園希望者の減等に伴い、合同保育の場所を幼稚園舎から保育園舎に移すため、所要の改正を行うものであります。

議第11号 垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正につきましては、地区まちづくりセンターへの移行による垂井地区公民館と府中地区公民館の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第12号 垂井町青少年問題協議会設置条例の一部改正につきましては、地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、会長及び委員の資格要件等について、所要の改正を行うものであります。

議第13号 垂井町文化財の保護に関する条例の全部改正につきましては、町指定文化財制度に民俗文化財及び登録文化財を追加することに伴い、全部改正を行うものであります。

議第14号 町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、新たに垂井167号線ほか8路線を町道として認定しようとするものであります。

最後に、議第15号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れにつきましては、平成26年度において公共下水道事業収入が見込めないため、垂井町一般会計から垂井町公共下水道事業特別会計へ繰り入れをしようとするものであります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 私のほうから、企画調整課所管に係ります議第1号と議第8号について補足説明をさせていただきます。

なお、第2号と第9号にも関与いたしておりますが、他の所管の分も関係しておりますので、総務課長のほうから後ほど補足がございますので、よろしくお願いいたします。

初めに、議第1号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例の制定につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、この条例の制定に至りました経緯について、冒頭少し触れたいと思いますが、従来から、まちづくり、地域づくりにつきましては行政主導によるところもございました。しかしながら、現在、社会が直面いたします課題につきましては、行政単独での解決に限界を感じるほど、実に多様かつ複雑に絡まり合いながら同時発生しておるような状況下でございます。

そうした背景下におきまして、平成22年の3月には垂井町まちづくり基本条例が制定され、翌年、24年度には行政挙げて協働のまちづくりを地域住民が主体的にまちづくりにかかわる必要性を訴えてきたところでございます。

そしてまた、行政は、その支援する拠点として公民館を掲げ、将来的には地区センター化に向けた説明も各地区で行いながら、それぞれの地区にまちづくり協議会を次々と立ち上げていただいたところでございます。

御存じのとおり、協議会が発足いたしましたしてから、間もなくで1年が経過しようとしております。これまでさまざまな可能性や取り組みが生まれてきている中、行政は、これまで同様、主役でございます住民を支えるという協働によりまして、引き続きまちづくり、地域づくりを展開していきたい、そういった方針でございますので、冒頭、何とぞよろしく願いをいたします。

それでは、条文の説明に入らせていただきます。

お手元の議案の1ページをごらんいただきたいと思います。

垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例。

まず第1条でございますが、条例の目的及び設置でございます。

冒頭、町長からも提案説明がございましたが、先進的に取り組む地区から、地区公民館を地区センター化に転換いたし、第1条に掲げてございますとおり、地域に住む住民みずからの知恵と力で解決していくための拠点施設として、新たに地区まちづくりセンターを設置する旨の規定でございます。

次に、第2条は、2つの地区センターの名称、位置及び事業の主たる対象区域を定める旨の規定でございます。

第3条は、地区センターは、第1号から第4号までの事業の使用に供する旨の規定を、第4条から第11条までにつきましては、使用の許可、制限、許可の取り消し等及び使用料、使用料の返還、並びに権利譲渡等の禁止、それから原状回復の義務、損害賠償に関する規定でございます。

第12条につきましては、3ページになりますが、指定管理者による管理でございますが、町長は、地区センターの管理を地方自治法第244条の2第3項に規定いたします指定管理者に行わせることができる旨の規定でございます。

平成15年の地方自治法の改正によりまして、公共施設の管理運営を民間、あるいは任意団体なども指定管理者として管理運営ができることとなりました。いかんせん相手方のあることでございますけれども、施設管理の一方法、手法として、そしてまたサービス向上と経費節減を目指す狙いでこの規定を盛らせていただいたところでございます。

第14条、第15条は指定管理者が行う業務の範囲、管理の基準を、第16条、第17条は利用料金の収入、決定等、また減免の規定を、第18条は指定管理者に地区センターの管理を行わせる場合の読みかえについて定めております。

第19条は委任規定でございますが、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めさせていただきますというものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

附則の第2項は、経過措置の規定でございますが、この条例の施行日前に、垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の規定によりされた処分、あるいは手続、その他の行為等は、この条例の規定に相当の規定があるものはこれらの規定によりされた処分等とみなす旨の規定でございます。

5ページになりますが、別表は第7条、第16条の使用料、あるいは利用料金に關します2つの施設の時間ごとの一覧表でございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、議第8号の垂井町防災会議条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

お手持ちの新旧対照表の8ページもごらんいただきたいと思います。一緒にお願いをいたします。

今回の改正につきまして、冒頭、町長申しましたとおり、災害対策法第16条の規定に基づきまして、岐阜県防災会議の組織及び所掌事務の例に準ずるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案の1ページをお開き願いたいと思います。

垂井町防災会議条例の一部を改正する条例。

垂井町防災会議条例の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加えるものであります。第3号といたしまして、「前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること」でございます。所掌事務の規定におきまして、災害発生時の情報収集事項を削り、そのかわりに、町長に対する意見の事項を新たにつけ加えさせていただいたところでございます。

次に、第3条第5項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

第8号といたしまして、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者」を加えるものでございます。会長及び委員の規定におきまして、新たに自主防災組織構成者を加えるものでございます。よろしく願いいたします。

次に、第3条第6項中「第5項第7号の」を削る。これまで、指定公共機関、あるいは指定地方公共機関の職員、いわゆるNTT、あるいは中電の職員のことを指しておりますが、その職員の任期のみを2年としておりましたが、統一して、全ての委員の任期を2年に改めるものでございます。

次に、第5条中「はかつて」を「諮って」に文言の整理をお願いいたしますのでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは、ただいま上程されました条例改正等につきまして補足説

明させていただきますが、私のほうからは、議第2号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について、次の議第3号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について、それから議第9号の垂井町消防団員等公務災害補償条例等の一部改正についての3つの条例改正について補足説明をさせていただきます。

それでは、最初に、議第2号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

こちらの条例につきましては複数の課にまたがるといった関係から私のほうから補足説明させていただきます。

あわせて、本日お手元にお配りしてございます条例の新旧対照表の1ページの部分になるかと存じますが、あわせてごらんになっていただきたいと存じます。

第1条第24号でございます。報酬の支給対象に中小企業小口融資審査委員会委員として定めおったわけでございますが、制度等の見直しなどによりまして、この委員会が必要でなくなったということでございまして、削除させていただくわけでございますが、24号の項目につきましては、削除というふうに改めさせていただくものでございます。

次に、先ほど企画調整課長のほうからも御説明がございました垂井町の地区まちづくりセンターの設置に伴いまして、第69号といたしまして「地区まちづくりセンター長」、また第70号といたしまして「地区まちづくりセンター員」を、まちづくりセンター員として明確にするためにつけ加えるものでございまして、別表におきまして、第21号の「中小企業小口融資審査委員会委員 日額4,200円」とあるところを削除というふうに改めるものでございますし、また別表中、第66号に「地区まちづくりセンター長 年額23万円」を、第67号といたしまして、「地区まちづくりセンター員 月額15万6,000円」の2号を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては平成26年4月1日から施行いたします。

次に、議案を1ページめくっていただきまして、議第3号でございます。垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

あわせて、条例新旧対照表の2ページをごらんになっていただきたいと存じます。

第20条の2でございますが、こちらの条例の中で、災害派遣手当の支給に関する規定が掲げられておるわけでございますが、支給の対象者として、大規模災害から復興に関する法律56条に規定いたします復興計画の策定等のために町に派遣されました職員をこの支給対象に追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行させていただくものでございます。

次に、議第9号 垂井町消防団員等公務災害補償条例等の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

条例の新旧対照表につきましては、10ページから12ページに掲げてございますので、参照していただきますようお願いいたします。

今回改正する条例につきましては、第1条では、垂井町消防団員等の公務災害補償条例を、第2条につきましては、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を、また第3条では、垂井町寝たきり老人等介護者慰労金支給に関する条例をそれぞれ改正するわけですが、改正する内容につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴いまして、当該法律に規定されております障害者支援施設の条文の第5条第12項に規定されておったものが、この法律の一部改正によりまして、第5条の第11項に改められたことによりまして、それぞれ条例において引用しております条項について改正を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては、平成26年4月1日から施行いたしますものでございます。

以上、3つの条例の一部改正について補足説明をさせていただきました。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上で私の補足説明とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長（片岡兼男君） それでは、ただいま上程されました議第4号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び垂井町手数料条例の一部改正について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器類、いわゆる家電リサイクル法に定められた機器類、具体的にはテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの4品目でございますけれども、これらを対象にした収集運搬に係る手数料についてでございます。

今回、消費税法の一部改正に伴いまして、この4月1日から消費税の税率が引き上げられることになりましたので、当該特定家庭用機器類の収集運搬料を改めるものでございます。

あわせて、一般廃棄物に関します手数料関係が、現在、垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例と垂井町手数料条例の2つの条例に分かれて規定されておりますので、今回、垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に統合を図るもので、それぞれ所要の改正をお願いするものでございます。

それでは、条文に入らせていただきますが、新旧対照表の2ページからまごらんいただきたいと存じます。

初めに、改正条例の第1条ですが、垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に関するものでございます。廃棄物の処理手数料関係を定めています別表第1と別表第2について表を整理し、規定する文言を改めるもので、内容については従前と変わりはありません。

まずは別表第1ですが、今まで処分先別で表を構成して処理手数料を定めていたものを、処分するもの、つまり一般廃棄物の処理手数料として一つの表に整理し、あわせて取扱区分、単位、金額の項目別として、文言を改めるものです。

次に、別表第2ですが、別表第1と同じく、処分するもの、つまり産業廃棄物の処理費用として表を整理するもので、取扱区分、単位、金額の項目別として、文言を改めるものでございます。

次に、改正条例の第2条ですが、こちらも垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に関するものでございますが、今回、金額を改めます特定家庭用機器類の収集運搬料についてでございます。当該特定家庭用機器類の収集運搬料についてを改正条例の第1条で整理しました別表第1ですね。一般廃棄物処理手数料の3番目、つまり取扱区分欄の、町長が指示する場所に直接搬入されたものを焼却処分するときの項の次に加えるもので、取扱区分を、「町が特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器の収集及び運搬するとき」とし、単位は「1台につき」、金額は、消費税率の引き上げを反映しました「3,240円」とするものでございます。

次に、改正条例の第3条ですが、垂井町手数料条例に関するものでございます。

当該特定家庭用機器類の収集運搬料について、今回、垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例で定めることといたしましたので、現在、収集運搬料を定めております垂井町手数料条例の別表7の2の項を削るものでございます。

改正の内容は以上でございますが、附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行することとしております。

以上、議第4号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び垂井町手数料条例の一部改正につきまして、私のほうからの補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（栗田利朗君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 私のほうから、産業課所管に係ります議第5号 垂井町企業立地促進条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきたいと思っております。

あわせて、配付させていただいております垂井町企業立地促進条例の一部改正の新旧対照表5ページをごらんいただきたいと存じます。

統計法に規定されております統計基準であります日本標準産業分類が平成25年度に改正されましたことに伴いまして、用語の定義の中で、条例第2条第2号に規定されております総務省告示番号及び分類番号、製造業を改正する必要がありますので、今回調整させていただきましたけれども、日本標準産業分類は今後とも定期的に改正されることが見込まれますので、今回、この改正を機会に、「総務省告示」を用いない文言、「統計法第2条第9項に規定します統計基準であります日本標準産業分類に掲げる大分類のEの製造業」に改めるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 私からは、建設課所管に関します議案、議第6号、それから、議第7号、議第14号の3件について補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議第6号 垂井町道路占用料徴収条例の一部改正についてでございます。

新旧対照表は5ページから7ページでございます。

この条例改正につきましては、平成25年6月5日に公布された道路法等の一部を改正する法律における法第39条第1項の改正により、国の行う事業は全て占用料が免除されることとなり、地方公共団体の裁量の余地がなくなったため、これに対応する改正を行い、あわせて、政令でございます道路法施行令の規定との整合、文言の整備等を図るものでございます。

それでは、改正の内容について説明させていただきます。

この条例の第3条が減免規定でございます。従前全6号でありましたものを全10号に改めます。

まず第1号は、このたびの道路法改正に対応するため、旧の第1号の文言の一部を削り、改めるものでございます。

次に、新たに加える規定といたしまして、第2号、第3号、第5号、第6号及び第8号でございます。これらは、政令に規定があるのに、本条例にこれまで規定がなかったもの、これは2号と8号でございます。あるいは従前から占用料を徴収しない取り扱いをしてきたもの、これが3号、5号、6号でございます。等を規定に明文化いたします。

続いて、第7号は、旧の第2号及び第4号の規定を1件に集約し、政令に倣った文言に整理をいたします。

以上の加除整理により、旧の第3号を1号繰り下げ、第4号とし、旧の第5号及び旧第6号をそれぞれ4号繰り下げて、第9号及び第10号とし、さらにそれぞれの文言整理もいたします。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行させていただくものでございます。

以上、垂井町道路占用料徴収条例の一部改正の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第7号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてでございます。

新旧対照表は7ページから8ページでございます。

今回の改正の要旨は2点ございまして、1点目は、町営住宅の管理戸数を変更するもの、2点目が、本条例中で引用しております法律名の変更に伴い、これに対応する文言整理をするものでございます。

まず改正規定の1点目でございます。第3条は、設置についての規定でございます。第1項の表、比女町営住宅の項の中の「9戸」を「7戸」に改めます。

この比女町営住宅は、木造平家の戸建て住宅12戸を昭和44年に建築し、現在44年が経過し、老朽著しい住宅でございます。これまで、平成15年に2戸、平成20年に1戸、用途廃止をし、このたび、さらに2戸が空き家となりましたので、廃止をするものでございます。

次に、改正規定の2点目でございます。第5条は、入居者の資格についての規定でございます。第2項では、第1項の入居資格を緩和できる対象者として、1号から8号までのものを

列記しており、第5号で中国残留法人等に係る支援給付受給者を掲げておるところでございます。平成25年12月6日付で、当該支援給付受給者の根拠法である中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が公布され、法律名が変更されることになり、これに対応し、文言を「中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」と改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例の第3条第1項の表の改正規定は平成26年4月1日から、また第5条第2項第5号の改正規定は平成26年10月1日から施行させていただくものでございます。

以上、垂井町町営住宅条例の一部改正についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第14号 町道路線の認定についてでございます。

資料といたしまして、町道路線認定調書をあわせてごらんいただきたいと思います。

今回の町道認定路線は9路線でございます。

まず1つ目でございます。路線番号1167、路線名、垂井167号線でございます。起点は垂井町字戸海903番1地先、終点は同914番1地先でございます。これは町道垂井日守線、出屋敷踏切の少し東付近から北上しまして、町道垂井154号線に接続する延長143メートル、幅6メートルの宅地開発により新設される私道を垂井町私道寄附採納要綱に基づき寄附を受けるものでございます。

2つ目に、路線番号1168、路線名、垂井168号線でございます。起点は垂井町字梅之木原1796番13地先、終点が同1796番5地先でございます。これは相川橋下流の右岸堤の延長143メートル、幅員が4ないし5メートルの河川管理道路を整備するためのものでございます。

3番目に、路線番号5172、路線名、大滝20号線でございます。起点は垂井町大滝字下屋敷243番1地先、終点は大滝字野瀬452番地先でございます。大滝集落の中ほどの町道大滝6号線から西進する農道を延長145メートル、幅員4メートルの道路に改良を行うためのものでございます。

4番目に、路線番号5173、路線名、大滝21号線でございます。起点は垂井町大滝字川東162番5地先、終点は同162番7地先でございます。町道敷原大滝線、大滝製材東付近から南下をしまして、大滝17号線に接続する延長21メートル、幅員が7.5メートルの道路新設を行うためのものでございます。

5番目に、路線番号5174、路線名が府中90号線でございます。起点は垂井町府中字外中336番4地先、終点は府中字屋敷2231番地先でございます。町道府中23号線から50メートル東進をし、赤道に沿って南下する延長100メートル、幅6メートルの道路を新設し、同じく今回認定予定の、次に説明をいたします町道府中91号線に接続する道路新設を行うためのものでございます。

6番目でございます。路線番号5175、路線名、府中91号線でございます。起点は垂井町府中

字外中341番1地先、終点は府中字屋敷2229番1地先でございます。ただいま説明いたしました府中90号線の起点からさらに50メートル南を起点といたしまして、この府中23号線から東進をし、町道府中3号線に接続する延長97メートル、幅6メートルの道路新設を行うためのものでございます。

7番目に、路線番号7077、路線名、綾戸77号線でございます。起点は垂井町綾戸字荒越890番32地先、終点も同様でございます。綾戸6号地内で町道綾戸23号線から西進をいたします延長49メートル、幅6メートルの宅地開発により新設された私道を垂井町私道寄附採納要綱に基づき寄附を受けるものでございます。

8番目に、路線番号7078、路線名、綾戸78号線でございます。起点は垂井町綾戸字一本松912番35地先、終点は同912番37地先でございます。東小学校南東の角で、町道綾戸59号線から南下する延長が34メートル、幅6メートルの、これも宅地開発により新設された私道を垂井町私道寄附採納要綱に基づき寄附を受けたものでございます。

最後に9番目でございます。路線番号7079、路線名、綾戸79号線でございます。起点は垂井町綾戸字不破ノ初346番2地先、終点は同338番5地先でございます。国道21号の富田産業の東から30メートル南下をしまして、そこから県道栗原青野線まで東進をいたします延長が86メートル、幅員が4メートルないし6メートルの道路新設改良を行うためのものでございます。

以上、9路線の町道路線の認定について補足説明をさせていただきました。

建設課所管に关します議案は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） 私のほうからは、学校教育課の所管に係ります議第10号 垂井町立幼稚園条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、平成26年度の幼稚園の入園申し込みを受け付けましたところ、宮代幼稚園が1名、岩手幼稚園は申し込みがなかったことから、幼稚園の運営に関して、また保育園での異年齢との交流も含め一元的に保育していくのがよいのではないかとということで、平成26年度の宮代幼稚園と岩手幼稚園につきましては保育園での合同保育としていこうとするものがございます。

それでは、改正条例の中身に入らせていただきますが、あわせて新旧対照表の12ページをごらん願います。

第2条の表、垂井町立宮代幼稚園の項を次のように改めるということで、「垂井町宮代672番地の1の1（垂井町立宮代保育園内）」を加えるものがございます。

次に、第2条の表、垂井町立岩手幼稚園の項を次のように改めるということで、「垂井町岩手609番地の1（垂井町立岩手保育園内）」を加えるものがございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものがございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。
議長（栗田利朗君） 生涯学習課長 竹中敏明君。

〔生涯学習課長 竹中敏明君登壇〕

生涯学習課長（竹中敏明君） 私からは、生涯学習課所管に係ります議第11号、議第12号及び議第13号につきまして補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議第11号 垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正についてでございます。

新旧対照表は13ページでございます。

この一部改正は、垂井町立公民館及び垂井町立府中公民館が地区センターへ移行することに伴う所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正条文について説明をさせていただきます。

第2条、設置の規定において、第2項の表中の垂井町立垂井公民館の項及び垂井町立府中公民館の項を削除するものでございます。

また、別表第5条関係の垂井町立垂井公民館の項及び垂井町立府中公民館の項を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行させていただくものでございます。

以上、垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきました。

続きまして、議第12号 垂井町青少年問題協議会設置条例の一部改正についてでございます。

この一部改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成25年6月14日に公布され、この法律の第1条で、地方青少年問題協議会法の一部を改正しております。これによりまして、これまで国が一律に定めていた青少年問題協議会の会長及び委員の資格要件について、町条例で定めることが必要となったものでございます。

現行条例では、協議会の組織及び会議については、地方青少年問題協議会法第3条に規定するところによるとしております。会長及び委員若干名にて組織し、法第3条第2項により、会長は地方公共団体の長をもって充て、法第3条第3項の規定により、議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験のある者を地方公共団体の長が任命するとしてきました。今回の法律の改正によりまして、それらが削除され、町の条例で定めるものでございます。

それでは、改正条文について説明をさせていただきます。

全ての条において見出しをつけております。これは、条文に規定している内容の理解と検索の便に供するものでございます。

第3条は、全部を改めております。

第1項では、委員10人以内と人数を規定しております。

第2項では、委員の資格要件を議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験者とし、町長が任命、または委嘱をするとしております。

第3項に任期の規定、第4項に再任の規定を置いております。

また、第5条を第8条に、第4条を第7条に繰り下げ、第3条の次に新たに3条を加えております。

第4条では、会長及び副会長についての規定で、委員の中から互選によって充てるとしております。

第5条に会議の規定、第6条に専門委員の規定を置いております。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行させていただくものでございます。

また、第2項において、経過措置として、現に委員、または会長である者の資格は任期満了までとみなす旨の規定をしております。

以上、垂井町青少年問題協議会設置条例の一部改正について補足説明をさせていただきました。

続きまして、議第13号 垂井町文化財の保護に関する条例の全部改正についてでございます。

この条例の全部改正は、大きく2点でございます。

1点目は、新たに民俗文化財の規定を追加しております。

これは、国の文化財保護法では、昭和50年に重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財の指定制度が新たに設けられました。岐阜県でもこれを受けて、昭和51年に岐阜県文化財保護条例の改正がなされ、岐阜県重要有形民俗文化財、岐阜県重要無形文化財が新たに設けられ、昭和33年に岐阜県無形文化財として指定を受けていた表佐太鼓踊りが岐阜県無形民俗文化財として指定をし直しされた経緯があります。今回の条例改正で、国・県の基準に合わせて民俗文化財を設けるものでございます。

2点目は、新たな町の制度として、登録文化財の規定を追加したものでございます。

この登録文化財制度を設ける目的でございますが、現在定められている指定制度では、学術上の価値が明らかになった文化財のみを指定することとなるため、文化財の調査や審議などに時間がかかるといった欠点があります。このため、町にとって重要だと多くの方が考えているものを即座に登録し、文化財として認識をしてもらうことにより、守っていただけるものにしております。

登録については、所有者等の方から申請をしていただき、垂井町文化財審議会に諮問した上で、認められたものについては登録台帳に記載し、登録書を発行するものといたします。登録された文化財については、変更等を加える場合には町に届け出をしていただきますので、文化財の状況が把握できるといった制度になります。また、管理や修理、保存に際して、必要と認める場合には一定の補助ができる制度にもなっております。

また、これらとあわせて、法律の定義規定との整合、また字句等の見直しや文言を改めるも

のでございます。

それでは、改正条例について説明をさせていただきます。

現行条例におきましては、6章、24の条から構成しておりましたが、新たに2章を加え、32の条に改めております。

目次につきましては、これまでありませんでしたので、新たに設けております。

また、第4章で民俗文化財、第6章で登録文化財の規定を新たに追加しております。

第1条では文化財保護法、また岐阜県文化財保護条例の適用を受けた文化財以外の文化財を対象とするため、適用除外を明確にするために文言を改めております。

第2条では、文化財の定義について、法律と用語の整合を図るために改めております。

3号の民俗文化財については、現行の条例に定義されていなかったことにより、新たに規定をするものでございます。

第3条では、法律との整合を図るために、「垂井町指定有形文化財」を「垂井町重要文化財」に文言を改めております。

また、第3項及び第4項を追加し、指定の効力及び指定書の交付について規定をしております。

第4条では、第2項に、町重要文化財が国、または県の重要文化財に指定されたときの町指定を解除する規定を追加し、以降、2項を繰り下げております。

第5条及び第6条では、文言等を改めております。

また、第6条第2項を追加し、現状変更の許可等について規定をしております。

第7条及び第8条では、文言等を改めております。

第9条では、無形文化財についての指定と認定の規定を改めております。また、法律との整合を図るために、「垂井町無形文化財」を「垂井町重要無形文化財」に文言を改めております。

第10条では、町重要無形文化財の指定の解除について規定をしております。

第2項で、町重要無形文化財が国、または岐阜県の重要無形文化財に指定されたときの町指定を解除する規定を追加しております。

第3項では、保持者、保持団体の認定解除について、第4項は、指定の解除、または認定の解除の公示と通知の規定について、第5項では、認定書の返付について、第6項では、町重要無形文化財の指定解除について、それぞれの文言等の整備をしております。

第11条では、第2項を追加し、町重要無形文化財の保持団体の名称変更等の届け出を規定しております。

第12条は、文言を改めております。

第13条から第15条までは第4章として、民俗文化財について新たに追加をしております。

第13条では、垂井町重要有形民俗文化財、また垂井町重要無形文化財の指定について規定をしております。

第14条では、解除について。

第15条では、町重要文化財の所有者等の管理義務及び管理責任者、届け出及び現状変更等の制限、管理または修理の補助、調査についての規定を、町重要有形民俗文化財に準用する。また、町重要無形文化財の保持者の氏名変更等、保存についての規定を町重要無形民俗文化財について準用するとしております。

第16条では、垂井町指定史跡、垂井町指定名勝、垂井町指定天然記念物の指定について、文言を改めております。

第17条では、町記念物の指定解除について規定をしております。

また、第2項及び第3項を追加し、町記念物が国の史跡、名勝、もしくは天然記念物に、または岐阜県史跡、岐阜県名勝、もしくは岐阜県天然記念物に指定されたときの町指定を解除する規定をしております。

第3項では、指定の解除に係る公示、所有者等の通知は、町重要文化財の規定を準用するとしております。

第18条及び第19条では、文言を改めております。

第20条から第23条までは第6章として、登録文化財について、新たに追加をしております。

第20条第1項では、所有者等の申請、文化財登録原簿への登録を規定しております。

第2項では、町登録文化財の種別を規定しております。

第3項では、登録の公示と通知について、第4項では、登録の効力について、第5項では、登録書の交付について規定をしております。

第21条では、登録の抹消について、要件、通知、登録書の返付、公示について規定をしております。

第22条では、登録文化財の管理、修理、または保存のための措置に関する助言、または勧告について。

第23条では、町重要文化財の所有者等の管理義務及び管理責任者、届け出及び現状変更等の制限、管理または修理の補助、調査についての規定を、町登録有形文化財、町登録有形民俗文化財、または町登録記念物について準用する。また、町重要無形文化財の保持者の氏名変更等、保存についての規定を、町登録無形文化財、または町登録無形民俗文化財について準用するとしております。

第25条では、文言を改めております。

第26条では、審議会の諮問について、新たに追加をしております。

第1号で、町重要文化財の指定及びその指定の解除、第2号で、町重要無形文化財の指定及びその指定の解除、第3号で、町重要無形文化財の保持者、または保持団体の認定、その認定の解除、第4号で、町重要有形文化財、または町重要無形民俗文化財の指定及びその指定の解除、第5号で、町記念物の指定及びその指定の解除、第6号で、町登録文化財の登録及びその登録の抹消、これらの事項について、審議会に諮問しなければならないとしております。

第31条では、所有者等、保持者、もしくは保持団体、または技芸者、もしくは技芸団体の文

言を追加しまして、新たに規定した民俗文化財との整合を行っております。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行させていただくものでございます。

また、第2項において、経過措置といたしまして、改正前の条例の規定によりされた指定等は改正後の条例に相当の規定があるときは、この規定によってなされたものとみなす旨の規定をしております。

以上、生涯学習課所管の条例改正について補足説明をさせていただきました。よろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

議長（栗田利朗君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

上下水道課長（高木一幸君） 私のほうからは、上下水道課の所管に係ります議第15号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れにつきまして補足説明をさせていただきます。

地方財政法第6条の規定によりまして、公営企業の経営は、特別会計を設置し、その経費は公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとございます。ただし、建設途上とかによりまして、財源が得られないなどの特別な理由がある場合につきましては、一般会計から繰り入れることができるとしております。

垂井町公共下水道事業特別会計の財源につきましては、国庫補助金、県補助金、下水道使用料、受益者負担金、下水道債、繰越金などの財源をもって構成されておりますが、公共下水道事業の整備率は、25年度末で47.9%とまだ低く、財源不足が生じてくる状態でございます。これらの財源不足につきましては、一般会計から繰り入れをお願いし、収支の均衡を図らせていただくものでございます。

それでは、本文の説明をいたします。

地方財政法第6条の規定によりまして、次のとおり、平成26年度垂井町一般会計から垂井町公共下水道事業特別会計へ繰り入れるものでございます。

繰入金の額は4億5,879万3,000円。2の繰り入れ理由といたしましては、公共下水道事業収入が見込めないためでございます。

よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第1号から議第15号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

しばらく休憩いたします。再開は2時40分といたします。

午後2時19分 休憩

議長（栗田利朗君） 再開いたします。

日程第 5 議第26号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について

議長（栗田利朗君） 日程第 5、議第26号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第26号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更についての提案理由を御説明申し上げます。

繰入額の変更につきましては、公共下水道事業の減額により、一般会計からの繰入額を減額し、3億6,617万7,000円とするものであります。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

上下水道課長（高木一幸君） ただいま上程されました議第26号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更につきましては、公共下水道事業費の減額に伴いまして、一般会計からの繰入額の減によります調整をさせていただくものでございます。

それでは、本文でございます。

平成25年度垂井町一般会計から垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額を次のとおり変更するものでございます。

繰入額の変更前といたしまして3億7,217万7,000円、変更後といたしまして3億6,617万7,000円で、600万円の減額でございます。

2の変更理由といたしまして、公共下水道事業費の減額による繰入額の減でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第26号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第6 議第27号 平成25年度垂井町一般会計補正予算（第5号）

議長（栗田利朗君） 日程第6、議第27号 平成25年度垂井町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第27号 平成25年度垂井町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ4,194万5,000円を追加し、予算総額を82億5,610万1,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費では、訴訟に係ります委託料と庁舎建設基金への積立金の増額措置をいたしますとともに、財産管理に係ります工事請負費の減額措置をいたしました。

民生費では、社会福祉費において、過年度国・県返還金、福祉医療費に係ります扶助費と他会計への繰出金の増額措置をいたしました。また、地域福祉計画策定に係ります委託料、老人保護措置費負担金の減額措置をいたしたところであります。

児童福祉費においては、病後児保育に係ります負担金と私立保育所運営費負担金の増額措置をいたしました。また、広域保育等、保育園園舎耐震補強計画策定業務の委託料、臨時職員に係ります賃金、工事請負費の減額措置をいたしました。さらに、留守家庭児童教室に係ります需用費、使用料及び賃借料の減額措置をいたしたところであります。

衛生費では、合併処理浄化槽設置整備補助金の減額措置をいたしました。

労働費では、勤労青少年ホームに係ります光熱水費の増額措置と、勤労者融資預託金の減額措置をいたしました。

農林水産業費では、県営土地改良事業負担金の減額措置を行いました。

商工費では、県振興補助金の採択によりまして、財源更正の措置をいたしたところであります。

す。

土木費では、国の補正予算の関係により、道路橋りょう費におきまして、委託料と工事請負費の増額措置をいたしました。

また、河川費においては委託料を、住宅費においては工事請負費を減額措置いたしました。

都市計画費においては、朝倉運動公園に係ります光熱水費の増額措置と、工事請負費、他会計繰出金の減額措置をいたしますとともに、県振興補助金の採択によります財源更正の措置をいたしました。

消防費では、自主防災組織に対します補助金の増額措置をいたしますとともに、地域の元気臨時交付金の採択により、財源更正の措置をいたしました。

教育費では、社会教育費において、公民館費の燃料費、文化会館とタルイピアセンターの光熱水費を増額措置いたしますとともに、給食センターに係ります工事請負費の減額措置をいたしました。

公債費では、借入金利子の減額措置をいたしますとともに、元金において、繰入金の減額に伴います財源更正の措置を行いました。

財源につきましては、地方特例交付金、地方交付税、使用料及び手数料と国・県支出金、繰入金、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

なお、繰越明許費につきましては、子ども・子育て支援新制度に係る制度管理システム構築事業及び社会資本整備総合交付金事業に係ります経費を平成26年度に繰り越して実施することをお願いするものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） ただいま上程されました議第27号 平成25年度垂井町一般会計補正予算（第5号）の補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条、今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,194万5,000円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億5,610万1,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表の歳入歳出予算補正によるところでございますので、こちらにつきましてはお目通しをいただきたいと存じます。

それでは、細部につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細により説明をさせていただきます。

初めに、歳出でございますが、10ページをお開き願いたいと存じます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目5の財産管理費でございます。節15 工事請負費でございま

すが、571万1,000円の減額を行うものでございます。今年度、この工事請負費につきましては、庁舎の管理費といたしまして、庁舎の空調機器改修工事を実施いたしました。冷房機能の強化といえますが、冷房機能が相当悪くなってきたといったことから、夏場の冷房機能につきまして改修させていただきました。2,488万5,000円で改修を終わらせております。

それと、北側でございます倉庫の、こちら第1車庫兼倉庫でございますが、外壁の塗装工事につきまして206万8,500円、それと公衆街路灯の設置工事等、これは企画のほうで実施をいたしますが、31万1,850円でございます。その他もろもろの工事を合わせまして、2,962万1,000円ほど今年度見込んでおりまして、その既決額に対しまして571万1,000円を減額するものでございます。

次に、目10の諸費でございます。節13の委託料でございますが、こちらにつきましては弁護士の委託料でございます。57万5,000円を新たに計上するものでございますが、これはさきにも御説明いたしました小学校におけるいじめの訴訟事案に係る弁護士の着手金でございます。

次に、目11の財政調整基金費でございます。節25の積立金でございますが、庁舎建設基金に、平成24年度の余剰金を財源といたしまして1億円を新たに積み立てるものでございます。

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1の社会福祉総務費でございます。節13の委託料でございますが、123万5,000円の減額の補正でございます。今年度、地域福祉計画策定業務を予定しておりまして、そちらの経費につきまして、見込み額を76万5,000円といたしたものでございます。そういったことから、既決額200万円に対しまして123万5,000円の減額を行うものでございます。次に、節23の償還金、利子及び割引料でございますが、102万7,000円の増額の補正でございます。こちらにつきましては、過年度分の国・県の返還金でございます。主な内容といたしまして、障害者自立支援給付費等の国庫負担金、障害者医療費の国庫負担金、それから岐阜県障害者自立支援給付事業等負担金、平成24年度のそれぞれ事業の精算に伴うものでございます。見込み額を1,515万4,000円といたしまして、既決額1,412万7,000円に対して102万7,000円の増額の補正を行うものでございます。次に、節28繰出金でございます。こちらにつきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でございますが、保険者の財政支援のための制度がございまして、保険基盤安定繰入金につきまして58万円を、また財政安定化支援事業繰入金につきまして1,046万円。それぞれ、主に保険料の軽減分に対します財政支援等でございます。金額にいたしまして、今申し上げました内容で1,104万円の増額の補正を行うものでございます。

次に、目4福祉医療費、節20の扶助費でございますが、338万2,000円の増額を行うわけでございます。こちらにつきましては、説明書きのところにも記載されておりますように、福祉医療費助成費の中でも、乳幼児、重度心身障害者、母子家庭、それから父子家庭等区分があるわけでございますが、それぞれ平成25年4月から平成26年の1月までの実績をもとに、今年度の見込み額を算出したものでございまして、区分によっては減額する部分もございまして、合計で338万2,000円の増額を行うものでございます。

次に、目5の老人福祉費、節19の負担金、補助及び交付金でございます。こちらにつきましては、老人保護措置費の負担金でございますが、西濃清風園の入所者に係ります負担金でございます。当初予算におきましては、年間、押しなべて月平均15人を予定しておったわけでございますが、現在、3月1日時点で14人ということでございまして、15人には満たなかったということで、既決額3,677万円に対しまして、見込み額を3,155万円といたしまして、522万円を減額するものでございます。

次に、目10の介護福祉費、節28の繰出金でございます。介護保険特別会計への繰出金でございますが、事務費におきまして6万7,000円が不足する見込みとなったことによります増額の補正でございます。

続きまして、同じく款3民生費、項2の児童福祉費でございます。目1の児童福祉総務費、節13の委託料でございますが、200万円の減額の補正を行うわけでございます。こちらの内容につきましては、広域保育の委託料でございます。この広域保育につきましては、大垣市、それから養老町、池田町のそれぞれの自治体の保育園を利用されておる方の負担金でございますが、当初4人ほどの利用といたしますが、実人数を見込んでおったわけでございますが、実績として3人となったことから減額をさせていただくものでございます。次に、節19の負担金、補助及び交付金でございます。病後児保育負担金の増額を行うものでございます。こちらにつきましては、大垣市内の医療機関に依頼をして実施しておるものでございますが、年間延べ利用実績、当初予算では20名ほど見込んでおったところでございますが、大幅な増加となりまして、50人ほどの利用となったものでございます。したがって、既決額26万2,000円に対しまして、見込み額66万9,000円を見込みまして、40万7,000円の増額の補正を行うところでございます。

次に、目2の児童福祉施設費、節7の賃金でございますが、こちらにつきましては、臨時職員、特に保育園保育士、あるいはいずみの園指導員の賃金でございます。やはりどうしても途中で退職等がございます。そういった関係の異動によりまして600万円が不用額となる見込みが生じたので、今回600万円を減額するものでございます。次に節13の委託料でございます。80万円の減額でございますが、今年度実施をいたしております表佐保育園園舎耐震補強計画策定業委託料でございますが、まだ事業の完了を見ておりません。策定期限を26年の3月末としておるところでございますが、この策定業務に係ります見込み額を270万円とさせていただきまして、既決額350万円に対しまして80万円を減額いたすものでございます。

続きまして、12ページでございますが、節15の工事請負費でございます。370万円の減額を行うわけでございますが、こちらにつきましては、入札差金が主なものでございます。工事請負費といたしまして、主な内容につきましては、東こども園太陽光発電設備設置工事が1,491万円、それと今年度、環境整備のために各保育園、いずみの園の職員室の空調機を設置いたしました。この経費が1,480万5,000円。それから、こども園にユニットプールを新たに設置しまして、こちらが352万8,000円でございます。そういった工事等も含めまして、今年度の見込み

といたしまして4,310万円といたしたところをごさいます。既決額4,680万円に対し370万円の減額を行うものでございます。次に、節19の負担金、補助及び交付金でございます。こちらにつきましては、説明書きにもございますように、町内の私立保育園の入所者に係りませ運営負担金の増額でございます。入所児童数の増によるものでございませが、こちら12月にも補正をさせていただきますわけでございませが、その後も増加傾向にあるといたことで、見込み額を9,200万6,000円、既決額8,914万8,000円に対しまして285万8,000円の増額の補正を行うものでございませ。

次に、目7の留守家庭児童教室費、節11の需用費でございませが、こちらにつきましては、おやつ等の賄い材料費でございませ。4月からの在籍児童数が減少傾向にございませして、4月当初、5つ開所しておるわけでございませが、それぞれの在籍数の合計が、当初190人ほど見ておったんですけれども、今現在、大体144人ほどに減ってきたということでございませして、そういったことから、見込み額を339万1,000円、既決額439万1,000円に対しまして100万円の減額を行うものでございませ。次に、節14の使用料及び賃借料でございませ。こちらにつきましては、この留守家庭児童教室に送迎するためのタクシーの使用料でございませ。こちらもやはり利用者の減ということで、タクシーの利用者も少なかったということから、35万円の減額の補正を行うものでございませ。

続きませして、款4の衛生費、項1保健衛生費、目5の環境衛生費でございませ。節19の負担金、補助及び交付金でございませが、こちらにつきましては、合併処理浄化槽の設置整備費補助金でございませ。全ての人槽におきませ基数でございませが、当初76基を予定しておったところではございませが、今年度60基の設置見込みとなりませして、見込み額を2,446万6,000円、既決額3,526万4,000円に対しまして1,079万8,000円の減額を行うものでございませ。

次に、款5労働費、項1労働諸費、目1の労働諸費でございませ。節24の投資及び出資金でございませが、500万円を減額するものでございませ。こちらの理由につきましては、今年度融資の見込みがない、それからまた預託残額においても余裕があるといったことから、今年度の予算額全額を減額するものでございませ。

次に、目3の勤労青少年ホーム管理費、節11の需用費でございませが、こちらにつきましては、光熱水費、特に電気料、水道料金が不足する見込みとなったことから、20万円の増額の補正を行うものでございませ。

続きませして、款6の農林水産業費、項1の農業費、目7の農地費でございませ。節19の負担金、補助及び交付金でございませが、こちらにつきましては、県営土地改良事業負担金でございませ。3,192万7,000円の減額を行うものでございませが、こちらにつきましては理由でございませが、西濃用水、平尾揚水機場の改修事業に係りませ県への負担金であったわけではございませが、平成25年度の当初予算として計上させていただきます、すぐにも予算書については印刷に入りませして、減額の予算措置が間に合わなかつた部分でございませが、あわせて、同時に国の財政事情によりませして、平成24年度の3月の補正で繰越明許といたませるか、3月の補正で予算

化をいたしまして、そのまま年度内に県へ執行しなければならない事態と相なったわけでございます。そういったタイムラグが生じまして、当初予算減額には間に合わなかったために、今年度3月の減額といったことになったわけでございますが、しかしながら、この県の工事につきましても、平成25年度で変更もひょっとしたらあり得るといった予想の中で3月の減額補正となったことでございますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

続きまして、款7の商工費、項1の商工費、目3の観光費でございます。こちらにつきましては財源更正でございますが、菩提山城跡の整備事業におきまして県の振興補助事業に採択されました。そういったことで、県の補助金170万円を受け入れることによりまして、財源を一般財源から国・県支出金のほうに更正するものでございます。

次に、款8土木費、項2道路橋りょう費、目3の道路新設改良費でございます。節13の委託料でございますが、こちら、後ほどまた歳入のところでも説明いたしてまいります。国の財政事情によりまして、今年度この3月末の補正予算をするわけでございますが、こちらは、表佐1号線の道路改良に伴います測量設計業務の委託料300万円を新たに見込むものでございます。こちらにつきましては、後ほど説明いたします国の補正予算との関係で平成25年度の予算に計上させていただきまして、繰越明許費を前提として予算化をするものでございます。次に、節15の工事請負費でございますが、1,300万円の増額の補正を行うわけでございます。こちらにつきましても国の補正予算の絡みがございまして、事業内容といたしましては、表佐の138号線、綾戸73号線、74号線及び垂井綾戸線の改良事業に係る予算を計上するものでございます。それぞれ予算を計上するわけでございますが、この工事請負費の中に垂井166号線の道路新設改良事業1,900万円を予定しておったわけでございますが、今のところ、こども園の用地の確保が困難をきわめておるといったことから、この166号線についての工事が未着工となる見込みが出てまいりました。そういったことから、この166号線の工事を差し引いた残りの額1,300万円を新たに補正するものでございます。

次に、同じく款8土木費、項3の河川費、目2の河川維持費でございますが、節13の委託料でございます。こちら330万円の減額の補正を行うわけでございますが、垂井こども園の用地の確保にまだめどが立っておらないといったことから、水路の測量設計が実施できない見込みとなったことから、330万円減額するものでございます。

次に、同じく款8土木費、項4都市計画費、目3の公園費でございますが、節15の工事請負費でございます。こちら2,100万円の減額をするものでございます。こちらにつきましては、朝倉運動公園第2テニスコートの改修工事の入札差金による減額でございます。

次に、目4の公共下水道費、節28の繰出金でございます。先ほど下水道課長からも説明がございましたように、公共下水道事業特別会計繰出金で600万円の減を行うわけでございますが、こちらは公共下水道事業の事業費の変更によるものでございます。特に一般会計からの繰り出しにおける内容といたしましては、人事異動等に伴います人件費の減によるものでございます。

次に、目5の運動公園管理費でございます。節11の需用費でございますが、光熱水費90万円

の増額をするものでございます。朝倉運動公園諸施設の光熱水費におきまして、予算に不足が生じる見込みとなりました。そういったことで、90万円の増額をするものでございます。

次に、目8の駅周辺整備費の中の財源更正を行うわけでございますが、こちらにつきましても、防犯カメラ設置事業に係ります県の振興補助事業に採択されたことに伴います財源更正でございまして、140万円の受け入れに伴うものでございます。

続きまして、同じく款8の土木費、項5の住宅費、目1の住宅管理費でございまして、節15の工事請負費でございまして、こちら120万円の減額をするわけでございますが、工事契約等の差金の関係でございまして、特に平成25年度につきましましては、内容といたしましては、葉生町営住宅の給水管の改修工事が306万6,000円、野庵町営住宅の換気扇のフード取りかえ工事202万6,500円、それから、6月の補正でお願いしました永長町営住宅の駐車場の整備工事で1,378万4,400円、そういったことから見込み額を2,060万円とさせていただきます、既決額2,180万円に対して120万円の減額を行うものでございます。

次に、款9の消防費、項1の消防費、目1の消防施設費でございまして、こちらにつきましても財源更正を行うわけでございますが、こちらは地域の元気臨時交付金でございまして、歳入で2,168万7,000円を受け入れるわけでございますが、そのうちの1,650万円をこの消防設備費、特に消防自動車の購入に係る経費の財源として財源更正を行うものでございます。一般財源から国・県支出金のほうへ財源更正を行うものでございます。

次に、目4の災害対策費でございまして、節19の負担金、補助及び交付金でございまして、自主防災組織防災資器材購入費の補助金でございまして、こちらにつきましましては、綾戸地区の自主防災隊からの防災資器材の購入補助金の申請がございまして、見込みといたしまして73万円ほど不足することが予想されるために、73万円の増額の補正を行うものでございます。

次に、款10の教育費、項5社会教育費、目3の公民館費でございまして、燃料費でございまして、主に暖房用の燃料です。灯油、それからLPガスについて不足を来すこととなったために、見込み額を93万3,000円、既決額70万円に対しまして23万3,000円の増額をするものでございます。

次に、目6の文化会館費でございまして、節11需用費、こちらにつきましても光熱水費でございまして、4月から1月までの実績を踏まえ、光熱水費のほうに不足が見込まれる状態となったため、81万6,000円の増額の補正を行うものでございます。

次に、目10のタルイピアセンター費、節11でございまして、こちらにつきましても光熱水費に不足が生じる事態となりましたので、21万5,000円の増額をするものでございます。

次に、同じく款10教育費、項6の保健体育費でございまして、目3の給食センター費でございまして、節15の工事請負費350万円の減額をするものでございます。こちらにつきましても、入札差金等を減額させていただくわけでございますが、今年度、特に工事内容といたしましては、食器洗浄器の取りかえ、それから床の張りかえを行いました。3,664万5,000円。そのほか、回転釜、真空冷却器取りかえ、配管修繕改修工事1,291万5,000円の事業を実施してまいりまし

て、今年度の見込み額を5,150万円といたすものでございまして、既決額5,500万円に対し350万円の減額補正といたすものでございます。

次に、16ページでございますが、款12の公債費、項1公債費、目1の元金でございます。こちらにつきましても財源更正でございます。後ほど歳入でも御説明いたしますが、今年度の財政状況によりまして、減債基金の繰入金を5,500万円減額することに伴います財源更正でございます。特定財源から一般財源のほうに5,500万円を繰りかえるものでございます。

次に、目2の利子でございます。節23の償還金、利子及び割引料でございます。平成24年度の起債の借り入れ分の利子でございますが、利率の低下によりまして543万1,000円の減額を、また今年度、一時借入れをすることがなかったために、一時借入金に借入れます利子123万3,000円でございます。合わせて666万4,000円の減額を行うものでございます。

次に、歳入のほうに移ってまいりたいと存じます。

7ページをごらんいただきたいと存じます。

款8の地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1の地方特例交付金でございますが、こちらにつきましては、額の確定通知によりまして、新たに55万円の増額の補正を行うものでございます。

次に、款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、節1の地方交付税でございます。こちらにつきましては普通交付税でございますが、交付額の確定に伴いまして、7,077万7,000円の増額の補正を行うものでございます。

次に、款12の使用料及び手数料、項1使用料、目2の民生使用料でございます。節1の児童福祉施設使用料でございますが、424万円の減額の補正を行うわけでございます。先ほど歳入でも御説明させていただきましたが、留守家庭児童教室の在籍者の減少によるものでございまして、424万円を減額するものでございます。

次に、款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1の民生費国庫負担金でございます。節1の児童福祉費国庫負担金につきまして111万6,000円の増額の補正を行うわけでございますが、こちらは私立保育所運営負担金の財源にするものでございまして、支弁額から徴収額を除いた額の2分の1が国庫負担金として受け入れるものでございます。次に、節4の保険基盤安定国庫負担金でございます。129万4,000円の減額の補正を行うものでございますが、こちらは国民健康保険基盤安定国庫負担金でございまして、国民健康保険税の軽減分に係ります国からの保険税の財政支援でございます。129万4,000円の減額を行うものでございます。

次に、同じく款13の国庫支出金、項2の国庫補助金、目1の総務費国庫補助金でございます。節1の総務費国庫補助金でございますが、こちらにつきましては、2,168万7,000円を地域の元気臨時交付金として受け入れるものでございます。

次に、目3の衛生費国庫補助金でございます。節1の衛生費国庫補助金359万9,000円の減額でございます。こちらにつきましては、汚水処理施設の整備交付金でございまして、浄化槽設置事業補助金に係ります国からの財政支援でございまして、事業費の3分の1を補助金として

受け入れるものでございますが、先ほど歳出でも御説明いたしましたように、こちらの事業費の減額によりまして減額するものでございます。

次に、目7の土木費国庫補助金でございます。節3の道路事業国庫補助金でございます。こちらにつきましては、社会資本整備総合交付金でございます。道路整備事業に係ります経費につきまして、後ほどまた説明いたしますが、繰越明許費に計上する予算も含めまして、国庫補助金についての見込み額を4,124万1,000円とさせていただきまして、既決額4,840万円に対しまして715万9,000円減額するものでございます。次に、節13の都市計画事業国庫補助金でございます。こちらにつきましては、都市再生整備事業交付金でございます。880万円の増額を行うものでございます。

次に、款14県支出金、項1県負担金、目2の民生費県負担金でございます。節2の児童福祉費県負担金でございますが、92万2,000円の増額の補正を行うわけでございますが、こちらにつきましても、私立保育所の運営負担金の増額の部分でございます。県につきましては、支弁額から徴収金を除いた4分の1に相当する額を県から受け入れるものでございまして、今回92万2,000円の増額とするものでございます。次に、節6の保険基盤安定県負担金でございますが、国民健康保険基盤安定負担金といたしまして、こちらも国保税の軽減分に係ります県の保険税に対する財政支援でございますが、今回173万円の増額をするものでございます。

次に、同じく款14県支出金、項2の県補助金、目3の衛生費県補助金でございますが、節1の衛生費県補助金、こちらにつきましても359万9,000円減額するものでございます。浄化槽設置事業補助金に係ります県からの補助金でございまして、事業費の3分の1を受け入れるものでございますが、先ほどの歳出の減額によるもので連動いたしまして減額するものでございます。

次に、同じく款14県支出金、項2県補助金、目6の商工費県補助金でございますが、節2の観光費県補助金でございます。こちらにつきましては、先ほど財源更正でも御説明いたしました170万円を受け入れるものでございますが、観光施設整備事業振興補助金といたしまして、菩提山城整備事業に係る補助金でございます。

次に、目7の土木費県補助金でございます。節1の土木費県補助金につきまして140万円受け入れるものでございますが、こちらにつきましても、駅周辺の施設整備事業振興補助金でございます。垂井駅周辺の施設に防犯カメラを設置する事業に対しての補助金でございます。140万円を受け入れるものでございます。

次に、款17繰入金、項2基金繰入金、目1の財政調整基金繰入金でございます。節1の財政調整基金繰入金といたしまして、財政状況により、当初2億円を取り崩す予定をしておりましたが、今回その必要がなくなったために、この取り崩しを取りやめるための減額の補正をするものでございます。

次に、目2の減債基金繰入金でございます。節1の減債基金繰入金につきましても、財政状況により繰り入れの必要がなくなったため、当初8,000万円を予定しておったところ、5,500万

円の繰入金の減額を行うものでございます。

次に、款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金でございますが、収支の均衡、それと財源の確保のために2億815万4,000円の増額の補正をするものでございます。これによりまして、平成24年度決算の実質収支額を全て繰り越したものでございますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

次に、第2条でございます。地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用するために繰越明許費を設定させていただきます。

4ページをごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、それぞれ国の財政状況、補正予算等によりまして、繰越明許費を前提として、それぞれ12月、3月に補正予算を、12月につきましては議決いただいておりますが、3月につきましては今回の補正に上がっておるところでございます。

繰越明許費といたしまして、款3の民生費、項2の児童福祉費、事業につきましては、子ども・子育て支援新制度に係る制度管理システムの構築事業でございます。こちらにつきましては1,360万8,000円、御存じのように12月の補正予算でお認めいただいたものでございます。

また、款8の土木費、項2の道路橋りょう費、事業名につきましては、社会資本整備総合交付金事業。こちらにつきましては、先ほど来歳出の中で説明をさせていただきました事業に係るものでございまして、総額で3,500万円の事業でございます。内容につきましては、表佐1号線の測量設計業務、表佐138号線の道路改良工事、綾戸73号線、74号線の道路改良事業、垂井綾戸線の路側改良事業でございます。

以上が今回、3月補正と12月補正でそれぞれ予算計上したものについて繰越明許費として計上するものでございます。

以上、私のほうからの補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 角田寛君。

〔4番 角田寛君登壇〕

4番（角田 寛君） ただいま補正予算のほう、御説明がございましたが、一つお尋ねいたしますのは、先ほど道路橋りょう費ということで3,500万の繰越明許ということで予算化されております。4月、消費税の値上がりによりまして、当然景気が落ち込む可能性があるというようなことで、国のほうから、そうした下振れを何とか是正するような国の補助金の導入等であったかと思っております。こうした土木費の実施について、4月早々繰越明許費で補填されている道路事業については実施されるのかということをお尋ねしたいというふうに思うんですけれども、どうしても普通の当初予算ですと6月以降の入札とか、だんだんおくれるわけですけど

も、この繰越明許で行われるような事業については4月早々実施できるのかということをお尋ねして、質問とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 角田議員の御質問に答弁をさせていただきます。

道路橋りょう費の今回の補正の事業が4月早々に実施できるかということでございますが、国の補正予算の趣旨でございます高循環のための経済対策という予算でございますので、早期に着手したいということで、6月ぐらいまでには着工できるように取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 江上聖司君。

〔1番 江上聖司君登壇〕

1番（江上聖司君） 先ほど御説明がありました児童福祉費の臨時職員賃金のところで600万円の減額をされておりますけれども、保育士さんの退職された人数、それと退職理由をお尋ねいたします。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 退職理由につきましては、一身上の都合ということで、本人からは明らかにされておられませんので、そちらについては御答弁はできかねると思いますので、よろしく申し上げます。

それと、人数でございますが、非常にこれも年間の出入りが激しく、場合によっては非常に不足を来している部分もございます。当初予算では、保育士の形態もそれぞれ短時間、長時間、それからフルタイムの職員といろいろございますので、どの職員が何人足りないとか、そういったことについては非常に根拠を明確にするには難しいところがございます。しかしながら、トータルで当初109人ほどの必要人数とされておったところでございますが、現在107人ほどの人数ということでございます。当然これ、1人当たりの人件費といたしましても、垂井町、少しずつ単価を上げてきておりました、年間フルで働いていただきますと二百数十万円から300万円近くなります。そういったことで、2人、3人が欠けても相当予算に影響してくるといったことでございます。そういったことから、人数につきましては、当初109人ほどを予定しておったんですけれども、現在107人ほどの状況であるということでございますので、御理解いただきたいと存じます。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） ちょっとお尋ねしたいと思います。

まず初めに、繰越明許の関係、先ほど角田議員も言われましたが、社会資本整備交付金で3,500万円、歳入で受け入れられるということでございますが、それらについての13ページの土木費の道路橋りょう費ですね。委託料で300万円、工事請負費で1,300万円、明許分で3,500万円、道路橋りょう費で入っておるんですが、その金額、垂井の166号線の事業が進まなかったというような総務課長の説明だったんですが、この道路の事業についてはどのくらいまで地元と交渉されたのか、その辺をお尋ねしておきますのと、河川費の中で委託料、減額の330万円。これについて、私、ちょっと聞き盛らしたんですけど、どこの河川の委託料か、ちょっとその辺お尋ねしておきます。

それと、消防費で財源更正された消防自動車の1,650万円、当然これだけ国のほうから見ていただけたのは結構なんですけど、これだけの金額の歳入ですので、当初予算でわからなかったか。その辺、やはりこれだけの金額なら、当然当初からやかましく言って、補助金、助成等いただくのが当然だと、このように思っております。

それと、戻りますが、12ページで労働費の労働諸費、勤労者預託ですね。今現在、何件の預託者があるのか、ちょっとお尋ねします。以上です。

議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 丹羽議員の御質問の1点目、道路橋りょう費の工事請負費でございます。今回の補正予算の増額分と御指摘の垂井166号線の道路改良の未施行の差し引きをした補正額となっております。

この166号線の着手状況をお尋ねでございますが、この166号線につきましては道路の測量設計、それから用地測量まで実施をいたしました。そして、買収の用地面積を確定したところで用地交渉に入りたいと思っておったところでございますが、こども園の状況から、用地交渉はそれに歩調を合わせてやる必要があるということで、今回は見送ったという状況でございます。

それから2点目、河川費の委託料ですね。測量設計の委託料の減額330万円でございますが、どこの水路かという御質問ですが、こちら金福地地内の水路改良の測量設計業務でございます。これも、同じくこども園の排水の処理を含めた水路の改修を目指す測量でございましたので、これも未施行にいたしましたところでございます。これは全く着手をいたしておりません。以上でございます。

議長（栗田利朗君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 丹羽議員の御質問にお答えをさせていただきます。

労働費の関係でございます。労働生活安全資金の融資の関係ですけれども、今現在で6件でございますが、新規は昨年度ございませぬ。6件というところでございます。

あと、もう1件、労働者の住宅資金の関係ですけれども、これも3件でございますが、19年度から借り入れ等ございません。それによりまして、昨年度、一応改正はさせていただきましたけれども、なかなか浸透していない部分もございますので、そういったことも考慮しながら、今後進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 丹羽議員の消防施設費の財源更正につきます地域の元気臨時交付金の受け入れの日にちの問題でございますが、こちらにつきましては、はっきりといつ通知が来たかということについては、ちょっと私、記憶が定かではございませんが、12月の定例会の後でございますので、今回の3月しか財源更正できなかったということでございますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（栗田利朗君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 今回の補正で、先ほど、こども園に関して、道路改良、また排水路の改良工事をやろうとして、こども園の用地が難しかったんですね。こんなような形で前へ進んでいないわけですが、やはりこういう事業を計画される場合、私は、道路は道路、河川は河川で、用地が難しいということなら、そちらだけでも先行すべきではないかと、このように思うわけですが、それをやることによって環境もよくなる。やっぱり住むについて、生活環境がよくなるわけでございますので、その点、町長の考えはどうか、ちょっとお尋ねしておきます。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 丹羽議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

垂井こども園の開園につきまして、用地の関係で非常に戸惑っておるといえるか、とまっておるといような状況でございます。このことにおきまして、道路、それから地区一帯の排水計画等が進めていけないという状況でございます。今後この3月、年度いっぱいに向けてこの事業の執行が無理という状況の中で、これを決算のときに不調で落とすというよりは、やはり今の時点で明確にしておくという形の中で上げさせていただきました。先に進めたらどうかという御意見でございますけれども、やはりこども園の一体的な整備の中で道路をつけ、あるいはその形状により、水路等の形もいろいろと出てくるものというふうに思います。そういったものが定まった上で一体的に進めていきたいというのが今我々の思いでございます。これは用地交渉とも絡んでまいる話でございますので、そこら辺しっかりと腰を据えてやっていきたい。決して諦めているわけではなくて、何とかそこで成就をしていきたいという思いで粘り強く進めていきたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（栗田利朗君） 10番 広瀬文典君。

〔10番 広瀬文典君登壇〕

10番（広瀬文典君） お尋ねします。

庁舎の積み立て基金に補正のほうで1億積み立てされました。その根拠について御説明を願いたいと思います。

庁舎につきましては、もう近々の課題になりつつあるというふうを考えておりますし、以前にお尋ねしたときに、本年度中にその方向性について出すというお約束もっております。そういった意味で、それについて、どの場でどのように表明されるかということについてもお話し願いたいと思います。

本来ならば繰越金もそこそに見込めるというふうに私は読んでおります。なぜ1億だったか。もっとあってもしかるべきではないですかという感もあります。その辺を含めて御説明、お答えを願いたいと思います。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 広瀬議員の御質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

庁舎の積み立て基金についてでございます。もっと積みという御指摘かというふうにも思いますが、来年度、新年度においても1億積むという形で、当初から出しておるわけでございますけれども、いよいよ大詰めに来ているような状況というふうに私どもも捉えております。今後、その進め方については、今までも申しておりますように3つの方法が考えられますので、これを説明する中で町の方針というものを示していきたいというふうに思っておりますが、ここに来まして、いろんな状況が少し動いているような状況もございます。外に向かってという部分がございますので、そこら辺を少し見きわめた上での判断というものも必要になってくるというふうに思っております。そういった上で、町の方針を示しながら意見をいただいていく、そういった形の中で進めていきたいというふうに思っております。

大垣の場合、北に建てられるという計画が出されましたけれども、その経過というのははっきりわかっておりませんけれども、垂井町におきましては、ここで建て直すにしろ、出ていくにしろ、住民の方、あるいは議会とのしっかりとしたコンセンサスを得ながら進めていきたいという思いでございますので、そこら辺をしっかりと詰めていくために、今、少し時間をいただいております。

なお、金額につきましては、どこまで積むかということは非常に難しい状況でございますので、地道にしっかりと積み立てるときに積み立てていくという形で対応しておりますので、よろしく御理解を賜りたいというふうに思います。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第27号 平成25年度垂井町一般会計補正予算（第5号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第28号 平成25年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（栗田利朗君） 日程第7、議第28号 平成25年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第28号 平成25年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ9,250万6,000円を追加し、予算総額を31億9,523万3,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費では、電算システムの改変に係る委託料の増額措置を行いました。

保険給付費では、一般被保険者の療養給付費と高額療養費の増額措置をいたしますとともに、退職被保険者の療養給付費と高額療養費の減額措置をいたしました。

また、基金積立金の増額措置を行っております。

さらに、諸支出金では、過年度分の国・県支出金の返還金を増額措置いたしました。

財源につきましては、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

議長（栗田利朗君） 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長（片岡兼男君） ただいま上程されました議第28号 平成25年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、私のほうから補足説明をさせていただきます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に9,250万6,000円の追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億9,523万3,000円とするものでございます。

それでは、細部につきまして、歳出から御説明をさせていただきます。

6ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節13委託料でございますが、99万8,000円の増額補正をお願いするものです。これは、国保データベースシステムのバージョンアップに伴います委託料でございます。具体的には、国庫負担金や国・県補助金に係ります書類作成に活用しているシステムでございますが、マイクロソフト社のウインドウズXPのサポート期間の終了に伴いまして、今後、現在のシステムの更新ができなくなってしまうことから、当該システムを新しいバージョンに切りかえるものでございます。

続きまして、款2保険給付費、項1療養諸費でございますが、まずは目1一般被保険者療養給付費の節19負担金、補助及び交付金について、1月支払い分が当初予想額を大幅に上回り、今年度分の療養給付費負担金に不足を来すおそれが出てまいりましたので、4,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目2退職被保険者等療養給付費の節19負担金、補助及び交付金について、こちらにつきましては予算残額に若干の余裕が見られますので、1,000万円の減額補正をお願いするものです。

続きまして、款2保険給付費、項2高額療養費でございますが、まずは目1一般被保険者高額療養費の節19負担金、補助及び交付金について、こちらにつきましても1月支払い分が当初予想額を大きく上回り、今年度分の高額療養費負担金に不足を来すおそれが出てまいりましたので、300万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目2退職被保険者等高額療養費の節19負担金、補助及び交付金について、こちらにつきましては予算残額に若干の余裕が見られますので、150万円の減額補正をお願いするものでございます。

ただいまの保険給付費、つまり医療費でございますが、一般被保険者分につきましては若干の増加傾向が見られるわけですが、退職被保険者分につきましては、逆に若干の減少傾向が見られるという状況でございます。今回それぞれの増額、または減額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、款9項1目1が基金積立金、節25の積立金でございますが、6,000万円の増額補正をお願いするものです。こちらにつきましては、今年度の医療費が昨年度に比べまして抑制傾向で落ちついておりまして、今年度の歳入の収入見込み額と歳出の支出見込み額を想定しましたところ、次年度繰越額に若干の余裕が見られるということで、6,000万円を国民健康保険基金に積み立てるものでございます。これによりまして、国民健康保険基金の積立額は約1

億3,100万円ほどとなる予定でございます。

続きまして、款11諸支出金、項1目1が償還金及び還付加算金、節23の償還金、利子及び割引料について8,000円の増額補正をお願いするものです。こちらにつきましては、平成23年度の県調整交付金、いわゆる県補助金でございますが、超過交付を受けていたことが判明いたしましたので、県に返還するものでございます。

以上が歳出でございますが、合計は9,250万6,000円でございます。

続きまして、歳入でございますが、ページを戻っていただきまして、5ページをごらん願います。

初めに、款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、1,104万円の増額補正をお願いするものです。これは、先ほど議第27号、一般会計補正予算におきまして、民生費の社会福祉費のところ国民健康保険特別会計繰出金1,104万円の増額補正をお願いした分でございますが、ここで繰り入れるものでございます。内訳といたしまして、節1の保険基盤安定繰入金58万円でございますが、保険税の軽減分を補填するための制度でございますが、保険者への支援分といたしまして、国及び県からの負担金を一般会計で受け入れて、それに垂井町分の負担金を合わせまして、一般会計から当会計に繰り入れるものでございます。次に、節4の財政安定化支援事業繰入金1,046万円でございますが、国民健康保険制度の運営におきまして、財政の安定化のために、県のほうから通知があった額を一般会計から当会計に繰り入れるものでございます。

続きまして、款10項1目1節1繰越金についてですけれども、8,146万6,000円でございますが、前年度の繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

以上が歳入でございますが、合計は、歳出と同額の9,250万6,000円でございます。

以上、議第28号 平成25年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第28号 平成25年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議第29号 平成25年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）

議長（栗田利朗君） 日程第 8、議第29号 平成25年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第29号 平成25年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ793万8,000円を追加し、予算総額を5,363万8,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして基金積立金の増額措置をいたしました。

また、予備費におきましても増額措置を行ったところでございます。

財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

上下水道課長（高木一幸君） ただいま上程されました議第29号 平成25年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、平成25年度におきまして剰余金が生じますので、基金に積み立てをお願いするものでございます。

表紙でございます。

第 1 条で、歳入歳出それぞれ793万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,363万8,000円とするものでございます。

では、歳出から説明させていただきます。

6 ページでございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 2 財産管理費でございます。節25の積立金、既決額 2 万 5,000円に500万円の増額をいたしまして、簡易水道設備基金積立金を502万5,000円とするものでございます。

次に、款 4 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費でございますが、歳入歳出の均衡を図るために既決額に293万8,000円の増額をお願いし、894万6,000円とするものでございます。

次に、歳入で、5 ページのほうでございます。

款 5 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金ですが、既決額200万円に793万8,000円を増額いたしまして、993万8,000円とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第29号 平成25年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第30号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（栗田利朗君） 日程第9、議第30号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第30号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ1,355万9,000円を減額し、予算総額を7億2,044万1,000円とするものであります。

補正いたしますものは、職員の異動によります給料、職員手当等、共済費の減額措置をいたしました。

さらに、委託料、工事請負費の減額措置もあわせて行いました。

財源につきましては、一般会計繰入金、繰越金、町債により収支の均衡を図った次第であります。

なお、繰越明許費につきましては、汚水処理施設整備交付金事業に係ります経費を平成26年度に繰り越して実施することをお願いするものであります。

また、地方債の補正は、限度額の変更をお願いするものでございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（栗田利朗君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

上下水道課長（高木一幸君） それでは、ただいま上程されました議第30号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、下水道工事費、今後の管網整備を進めるための詳細設計等の事業費の確定、また人事異動に伴う人件費の確定によりまして減額を行い、財源につきましては、一般会計繰入金の減額と起債対象事業費の確定による地方債の減額、あわせて前年度繰越金の確定による増額をお願いするものでございます。

それでは、表紙でございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ1,355万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,044万1,000円とするものでございます。

歳出から説明をさせていただきます。

8ページでございます。

款1公共下水道費、項1公共下水道費、目1下水道建設費でございます。節2の給料で297万円、節3の職員手当等で193万円、節4の共済費で110万円の減額を計上させていただきました。これは、人事異動等に伴いまして不用となった人件費を減額するものでございます。次に、節13委託料で400万円、節15工事請負費で355万9,000円の減額でございますが、設計委託料や工事費の事業費の確定により減額をするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、7ページでございます。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で、人件費の減額に伴う600万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金、前年度繰越金でございます。既決額1,500万円に対し1,984万1,000円の前年度繰越金が確定しておりますので、484万1,000円の増額を行うものでございます。

続きまして、款9町債、項1町債、目1下水道債でございます。節1の下水道事業債を、起債対象事業費の確定によりまして1,240万円の減額を行うものでございます。

続きまして、表紙にお戻りいただきたいと思います。

第2条でございますが、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越す繰越明許費でございますが、3ページの第2表をごらんいただきたいと思います。

款1公共下水道費、項1公共下水道費でございますが、今年度予定しておりましたが、推進による下水道整備事業でございます。施行いたします場所がJRの軌道下ということで、JRとの協議に時間がかかり、今年度中に完成できないことから、事業費4,800万円を次年度に繰

り越しさせていただきたいと存じます。

次に、第3条で地方債について定めておりますが、地方債の補正といたしまして、4ページをごらんください。

第3表で、地方債の限度額を当初1億240万円とさせていただいておりましたが、事業の確定によりまして、限度額を9,000万円に変更させていただくものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は従前と変わっておりません。

なお、9ページ以降に地方債の現在高の見込みに関する調書、給与費明細書を添付しております。お目通し願います。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第30号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第31号 平成25年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（栗田利朗君） 日程第10、議第31号 平成25年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第31号 平成25年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ98万5,000円を追加し、予算総額を18億8,335万9,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして、電算システムの改修等により委託料の増額措置を行いました。

保険給付費では、居宅介護サービス給付費の減額措置をいたしますとともに、施設介護サービス給付費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画給付費の増額措置をいたしました。

財源につきましては、一般会計繰入金、国庫補助金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） ただいま上程されました議第31号 平成25年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、平成26年4月1日に予定されている消費税率8%への引き上げに伴い、介護報酬の改定及び区分支給限度額基準額の引き上げが平成26年4月から実施されるため、これにより介護保険システムの改修を行うものでございます。

また、保険給付費において、12月までの給付額の実績を踏まえまして、居宅介護サービス給付費の減額措置、施設介護サービス給付費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画給付費の増額措置をお願いするものでございます。

では、表紙でございます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万5,000円を追加いたしまして、18億8,335万9,000円とするものでございます。

それでは、細部につきまして説明をさせていただきます。

歳出から説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

まず、款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節13 委託料98万5,000円の増額でございます。これは、先ほど説明を申し上げました消費税率引き上げに伴います介護報酬の改定の対応及び報酬の改定により、従前の同様のサービスを利用しているにもかかわらず、支給限度額基準額を超えることとなるため、区分支給限度額基準額の引き上げが行われることによるシステムの改修業務委託料でございます。183万8,000円を見込んだところでございますが、高齢者等実態調査業務委託料の入札差金分の差し引き分を増額するものでございます。98万5,000円を増額するものでございます。

次に、款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 居宅介護サービス給付費、節19 負担金、補助及び交付金700万円の減額でございます。訪問介護等に係ります給付費につきまして、12月までの給付額の実績を踏まえまして、今年度の見込み額を6億4,300万円とし、既決額6億5,000万円に対しまして700万円の減額をお願いするものでございます。

次に、目3施設介護サービス給付費、節19負担金、補助及び交付金300万円の増額でございます。介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の施設介護サービス費に係ります給付費につき、これにつきましても、12月までの給付額の実績を踏まえまして、今年度見込み額6億8,300万円とし、既決額6億8,000万円に対しまして300万円の補正をお願いするものでございます。

次に、目5居宅介護住宅改修費、節19負担金、補助及び交付金200万円の増額でございます。要介護認定者による手すりや段差解消など住宅改修用の給付につき、12月までの実績を踏まえまして、今年度見込み額1,000万円とし、既決額800万円に対しまして200万円の補正をお願いするものでございます。

目6居宅介護サービス計画給付費、節19負担金、補助及び交付金200万円の増額でございますが、介護支援員が策定をいたしますケアプランの作成に係る給付費でございます。これにつきましても、12月までの実績を踏まえまして、今年度見込み額を6,900万円とし、既決額6,700万円に対し200万円の補正をお願いするものでございます。

次に、歳入でございます。

5ページでございます。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目2介護保険国庫補助金、節1介護保険事業費補助金91万8,000円でございます。システム改修業務に係ります国庫補助金でございます。事業費の2分の1を受け入れるものでございます。

次に、款9繰入金、項1一般会計繰入金、目2事業費等繰入金、節1事務費等繰入金6万7,000円。これにつきましても、システム改修に係ります事務費負担分として、一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。
議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第31号 平成25年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後 4 時20分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 栗 田 利 朗

会議録署名議員 藤 埴 理

会議録署名議員 富 田 栄 次